

税務支援について

—協議派遣事業編—

【第1部】

令和7年8月

南九州税理士会

目 次

1	税務支援の趣旨	1
2	協議派遣事業の経緯	
(1)	小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項の締結	3
(2)	「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」(商工会)	6
3	確認事項	
(1)	協議会の開催について	10
(2)	税理士の業務について	10
(3)	協議派遣事業について	10
(4)	単独契約の禁止について	11
(5)	派遣税理士の任期及び人選について	12
(6)	指導対象者が消費税の課税事業者である場合の基準	13
(7)	高額所得者の指導について	13
(8)	実務における留意点	13
(9)	派遣先団体と派遣税理士の打ち合わせについて	15
(10)	電子申告の対応について	15
	・ 協議派遣事業における電子申告の手順について	16
(11)	社会保障・税番号制度(マイナンバー)の対応について	21
	・ 協議派遣事業におけるマイナンバーの対応について	21
	・ 国税庁個人課税課 マイナンバー制度に関する質疑応答集【2.0版】 ～税務支援事業編～ より	26
4	関係資料	
	・ 小企業納税者に対する税務指導についての協力依頼について(昭和38.11.21)	35
	・ 小企業納税者に対する税務指導について(照会)(昭和38.12.20)	36
	・ 小企業納税者に対する税務指導について(回答)(昭和39.1.14)	37
	・ 小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせについて (平成3.6.7)	38
	・ 協議派遣団体指導から税理士等関与移行に関する実施要領	41
5	添付書類	
	・ 協議派遣事業による税務支援の事務のながれ・関連様式	43
	・ 派遣申込にかかる様式の記入要領について	55
	・ 所得税・消費税指導対象者名簿	60

1 税務支援の趣旨

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って納税義務者の信頼にこたえ、税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行い、その業務を通じて適正な納税義務の実現を図ることを使命としています。

税理士法（以下「法」という。）は、税理士業務が、社会的、公共的性格を有するものとして、税理士の独占業務と定め、申告納税制度の円滑、かつ、適正な運営に資することを期待しています。

昭和55年の法改正により、法第49条の2第2項第8号（現在は第49条の2第2項第10号に改正）の規定が新設され、通常の税理士報酬を支払うための資力に乏しい小規模納税者は、税理士に委嘱したくとも経済的にこれが困難であり、また、税理士業務は、無報酬であっても税理士以外の者はこれを行うことができないこととされていることから、税理士会がそのような者に対して、無償又は低廉な報酬で税理士業務を提供すべきであると定めたのであります。

そこで、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）は、現行法第49条の2第2項第10号に基づく施策を「税務支援」事業として位置付け、日税連会則第66条第3項で「税理士会員は、本会及び所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と規定しました。

税務支援とは、法第2条、第52条から導かれる税理士業務の無償独占のもと、国家財政の基礎となる租税に関与する税理士として、法第1条に規定される社会公共的使命を果たすために、税理士会が実施する施策に他なりません。言い換えれば、税理士会の事業という形で、税理士が自らの責任の当然の履行を、社会に対して保証しようとするものであります。したがって、すべての税理士会員には、自らの業務の社会公共的性格を常に自覚し、自発的、積極的に税務支援に従事することが求められており、それゆえに、南九州税理士会会則第60条第3項で「税理士会員は、本会及び連合会が実施する税務支援に従事しなければならない」と規定されているのです。

【参考】 1 税理士法（抜粋）

（税理士の使命）

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（税理士の業務）

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（略）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（略）

二 税務書類の作成（略）

三 税務相談（略）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前2項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（略）の補助者として前2項の業務に従事することを妨げない。

（税理士会の会則）

第49条の2 （略）

2 税理士会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

（略）

十 委嘱者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務に関する規定

（略）

（税理士業務の制限）

第52条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

2 南九州税理士会税務支援規則（抜粋）

（対象者）

第2条 税務支援の対象者は、税理士又は税理士法人が関与していない納税者で、次の各号に掲げる者とする。

(1) 小規模納税者

(2) 前号以外の者で、本会が、税務指導を必要と認める者

（税務支援の範囲）

第3条 税務支援として実施する業務は、次の事務とする。

(1) 税務に関する相談

(2) 記帳及び決算に関する相談

- (3) 税務書類作成に関する相談
- (4) 前各号に係る電子申告に関する相談
- 2 本会は、前項に定める事務のほか、必要と認めるときは、次の事務を税務支援の範囲に加えることができる。
 - (1) 会計帳簿の記帳代行
 - (2) 税務申告に係る決算代行又は決算書の作成
 - (3) 納税申告書その他の税務書類の作成
 - (4) 電子申告データの作成及び代理送信

3 南九州税理士会税務支援細則（抜粋）

（対象者の範囲）

第2条 規則第2条第1号に規定する小規模納税者は、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者（年金受給者を除く。）で、次に掲げる者とする。

- (1) 前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下の者
- (2) 前号に定める者が消費税の課税事業者であるときは、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者
- 2 規則第2条第2号に規定する対象者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 給与所得者及び年金受給者で、本会が税務指導を必要と認める者
 - (2) 前号以外の者で、本会が、地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認める者

2 協議派遣事業の経緯

(1) 小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項（三者協定）の締結

国税庁、日税連及び全国青色申告会総連合会の三者間で協議が行われ、昭和38年10月30日に「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項」（以下「三者協定」という。）が締結されました。

この三者協定は、小企業納税者に対する記帳から申告に至る一貫した、かつ、継続的な指導を実施することを目的として、三者間における協力体制を取り決めたものであります。また、その実施にあたっては、「関係機関を通じて特殊法人たる商工会議所及び商工会に対して協力を求める」こととされています。

この三者協定を契機として、小企業納税者に対する税務指導が本格的にスタートすることとなりました。

昭和39年頃から商工会議所、商工会の活動が活発化し、その本来の目的である経営改善、金融相談及び斡旋事業等に関連し、税務指導を積極的に推進することとなり、税理士の派遣要請が行われるようになりました。しかし、一方で税理士業務侵害となりかねないため、三者協定が適正に履行されるよう協議会が開催されています。

小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項

我が国の申告納税制度は、納税者自身による申告の他には、税理士の関与、青色申告会の指導、税務署の納税相談等によって支えられてきたが、特に小企業納税者については、記帳から申告までの一貫した積極的な指導に欠けるところがあった。

このようなことは、申告納税制度の今後の健全な発展の上からみて好ましくないもので、この際、これらの納税者のために、税のよき相談の場を提供し、記帳から申告にいたる一貫した、かつ、継続的な指導を行うことが特に必要であり、これはまたこれらの納税者の求めるところでもあると思われる。

このような目的にそい、小企業納税者の要望に応えるため、全国青色申告会総連合会、日本税理士会連合会および国税庁は、下記の施策を行うことを了解する。

記

- 1 全国青色申告会総連合会および日本税理士会連合会は、その組織を通じ青色申告会の機能および税理士の職能に応じて相協力し、その地域の実情に即した方法により、小企業納税者に対する記帳、決算から申告に至るまでの一貫した指導（特に必要がある場合は記帳代行を含む）を可及的速やかに実施する。
- 2 国税庁は、上記の施策に対しできる限りの支援、協力をを行う。また、関係機関を通じて特殊法人たる商工会議所および商工会に対して協力を求める。
- 3 全国青色申告会総連合会および日本税理士会連合会ならびに国税庁は上記1の施策の円滑な実現を図るため、それぞれの組織を通じ、必要に応じ協議会を設け諸般の問題を協議する。

昭和 38 年 10 月 30 日

全国青色申告会総連合会長	林	慶之助
日本税理士会連合会会長	前	田 幸 蔵
国 税 庁 長 官	木	村 秀 弘

(参考)

いわゆる三者協定における了解事項の趣旨等

- 1 協議会は、小企業納税者に対し、記帳から申告までの一貫した税務指導を行うための具体策を協議する機関であり、税務指導を実施する機関ではない。
- 2 「青色申告会の機能」とは、青色申告制度の向上と適正納税の実現を目的として税務知識の普及、自主記帳の推進運動等を行うものである。
- 3 「税理士の職能に応じて」とは、税理士は税理士法第2条の本来の業務を行うことによって協力するものであり、この業務は税理士以外の者は行えないことを意味する。
- 4 上記税理士業務のうち「税務書類の作成」及び「税務相談」の意義は次のとおり了解する。
 - イ 税務書類とは申告書、申請書、請求書等税務官公署に提出する書類及びこれに添付する書類をいう。故に例えば、申告書に添付する決算書、勘定内訳書、収支計算書、上申書及び嘆願書等はすべて税務書類である。
 - ロ 税務計算の目的で納税者の帳簿類を作成し、又は記帳指導する行為は、税務相談に応じたことと認められ、税理士法違反となる（大阪高裁判決昭和25年（う）第2677号）。

(参考)

- ① 小企業納税者に対する税務指導についての協力依頼について
昭和38年11月21日 (別紙1)
- ② 小企業納税者に対する税務指導について (照会) 昭和38年12月20日 (別紙2)
- ③ 小企業納税者に対する税務指導について (回答) 昭和39年1月14日 (別紙3)

(2) 「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」 (商工会)

昭和 63 年 11 月、通産省、中小企業庁による「消費税導入円滑化のための中小企業対策」の一環としての商工会等による記帳代行のオンライン化を契機として、日税連と中小企業庁及び全国商工会連合会との協議が行われることとなりました。

この協議は、以後 3 年間に亘り継続され、日税連としても中小企業問題対策室を設置するなど全会を挙げてこの問題に対処したところであります。

その結果、平成 3 年 5 月 27 日、「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」(以下「申し合わせ」という。)が調印されました。

具体的には、指導対象者の所得基準を前年分の特典控除前 400 万円以内の事業者と特定し、これを超える事業者については、税理士会と商工会が協議を行い、当該事業者が自書申告するか又は税理士関与に移行するよう指導することとなりました。

そのため本件に関し、中央における定期協議のほか、各地域においても、税理士会支部と関係する商工会等並びに関係当局(税務署等)による定期的協議会を開催することが明記されました。

なお、日本商工会議所に対しては、別紙 4 (p. 38) のとおり中小企業庁から協力方の要請文書(平成 3 年 6 月 7 日付)が交付されるにとどまっております。

Q 20 商工会の税務支援対象者の取扱いは、どのようになっているのですか。

A 商工会の会員に対する税務支援については、規則に定める「協議派遣事業」として実施してきましたが、平成 3 年 5 月 27 日調印の「申し合わせ」により統一的運用が行われるようになりました。

この申し合わせにより、税務支援対象者を原則として前年分所得金額(専従者控除前又は青色特典控除前)400 万円以下の事業所得者とするとしてしています。

この所得金額を超える事業所得者については、各地域の実情及び慣行等を踏まえ、自主申告又は税理士関与に移行するよう指導することとしています。

なお、消費税の課税事業者である場合は、基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の者を対象とすることとしています。

(注) 前年分所得金額(専従者控除前又は青色特典控除前)400 万円は、商工会のみ適用するものです。

日税連：税務支援制度ガイドライン(五訂版) p. 39 から転載

Q 24 小規模納税者の選定において前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が 300 万円以下の者とした理由は何ですか。

A 従来から、税務援助対象者は前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前。）を 300 万円以下と定めていましたが、この基準は給与所得者の標準世帯の課税最低限を参考としていました。

これを平成 16 年分で見ると、夫婦子供 2 人の場合の課税最低限は 325 万円であり、また、夫婦子供 1 人では 220 万円でありました。

当時の税務援助対象者の所得の上限を 300 万円に据え置いたことを考えあわせ、また、平成 16 年分の所得階層調査を見ても 300 万円以下の者が総納税者数の 51%を占めていた現状からも、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）300 万円以下の者としました。

なお、商工会については、前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）400 万円以下となっています。

日税連：税務支援制度ガイドライン（五訂版）p. 40 から転載

Q 38 指定団体から相続税や贈与税に特化した税務相談の派遣依頼があった場合は、どのように対応すればよいのでしょうか。

A 税務支援の対象者の範囲は所得税と消費税を基本としており、相続税や贈与税に特化した相談会は、指定団体からの依頼であっても、税務支援には該当しません。したがって、特設の会場で行う税務相談として対応していただくことになると考えられます。

なお、譲渡所得については細則第 2 条第 1 項に該当しないため、基本的には税務支援の対象外となりますが、税理士会が地域の実情その他を考慮して税務指導を必要と認めた場合はその限りではありません。

日税連：税務支援制度ガイドライン（五訂版）p. 44 から転載

小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ

日本税理士会連合会及び全国商工会連合会は、小規模納税者に対する税務援助事業を適正かつ円滑に実施するため、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 小規模納税者の税務援助事業に対する税理士会及び商工会の協力体制について

日本税理士会連合会及び全国商工会連合会は、それぞれの組織を通じ、税理士の職能及び商工会の機能に応じて相協力し、その地域の実情に即した方法により小規模納税者に対する税務援助事業を適正かつ円滑に推進することとする。

2. 税務援助対象者の範囲及び取扱い等について

(1) 税務援助の対象者

税理士法第49条の2第2項の趣旨に基づいて行う、税務援助の対象者に対する指導（経営改善普及事業等の実施方針〈平成2年度〉Ⅱの4の（8）の事業）は、各地域の実態を尊重するものとするが、原則として前年分の所得金額（特典控除前）400万円以下の事業者を対象とするものとする。

(2) 経過措置

上記(1)の所得金額を超える事業者については、自主申告又は税理士関与に移行するよう指導することとするが、当分の間の措置として、各地域の実情を踏まえ、当事者たる税理士会、都道府県商工会連合会（商工会）がその取扱いについて協議し、税理士法違反若しくはこれに類する紛らわしい行為が行われることのないよう配慮しつつ、円満な解決を図っていくこととする。なお、同一の対象者に対する税務援助の期間については、長期間にわたることがないよう配慮する。

(3) 税理士の派遣

税理士会は、上記(1)の税務援助を必要とする商工会の要請に基づき、当該商工会と十分協議のうえ、適切な税理士を派遣するものとする。

3. 税務援助事業に関する協議の場の設置について

日本税理士会連合会及び全国商工会連合会は、小規模納税者に対する税務援助事業が適正かつ円滑に行い得るよう、定期的に協議するほか、都道府県又は市町村の段階においても、それぞれの地域の実情を勘案し、協議の場を設けるよう指導する。

4. 申し合わせ内容の見直しについて

本申し合わせの内容については、各地域における実施状況等を見ながら、原則として2年毎に見直すものとする。

平成3年5月27日

日本税理士会連合会会長 片岡輝昭
全国商工会連合会会長 佐多宗二

(別添)

平成3年5月27日
日本税理士会連合会
全国商工会連合会

**「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」の
取扱い並びに解釈について**

1. 平成3年5月27日付「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ（以下、「申し合わせ」という。）」は、小規模納税者に対する税務援助事業に係る商工会と税理士会との今後の協力に関する基本的な考え方を示すものである。
2. 各地域において従来から税務援助対象者の範囲等について取決めや慣行が存在する場合はこれを尊重することとする。ただし、当該取決め等が申し合わせ記2.の内容と乖離したものであるときは、早期に当該申し合わせ記2.に基づいて実施できるよう、その取扱いについて当事者たる商工会及び税理士会が協議するものとする。
3. 申し合わせ記2.(1)の「400万円」については、その取扱い額に若干の余裕を見ることは差し支えないものとする。
4. 申し合わせ記2.(3)の「適切な税理士」の派遣とは、派遣を要請する商工会の地区と同一地区に所在する税理士会支部の税理士を派遣する等をいうものとする。
5. 申し合わせ記2.(2)及び3.における協議の当事者は、原則として、税理士会、同県協議会又は同支部と当該税理士会等の区域に所在する商工会を管轄する都道府県連合会とする。ただし、地域の実情により、商工会と税理士会支部が当事者となることが適当と認められた場合は、当該商工会と当該支部がそれぞれ協議の当事者となることを妨げないものとする。
なお、申し合わせ記3.の協議の場には、必要に応じ関係当局の出席を求めることとする。

3 確認事項

(1) 協議会の開催について

この協議会の開催につきましては、昭和 38 年の三者協定中の「記 3」（別掲資料 p. 4）及び平成 3 年の申し合わせ中の「記 3」（別掲資料 p. 8）に協議の場を設ける旨が記載されており、これに基づき開催するものであります。

これらの協定、申し合わせにかかる青色申告会、商工会議所、商工会及び税理士会の定期的かつ継続的な協議会により、小規模納税者に対する指導をより一層充実させるとともに、時代の変遷に伴う環境変化に適応し、小規模納税者に対する指導事業の運用上の問題点の解決を図るものであります。

(2) 税理士の業務について

① 税理士の職能とは

三者協定において、小企業納税者に対する税務指導を実施するにあたっては、「…青色申告会の機能及び税理士の職能に応じて相協力し…」とあり、この税理士の職能とは、法第 2 条に定める「税務代理」、「税務書類の作成」及び「税務相談」の税理士業務を行うことによる協力を示しております。

なお、税務書類とは申告書、申請書、請求書等税務官公署に提出する書類及びこれに添付する書類をいうことから、小規模納税者の指導に際しては、所得税のほか当然に消費税も対象となります。

② 税理士法違反について

法第 52 条に「税理士又は税理士法人でない者は、…税理士業務を行ってはならない。」と明記されており、税理士の資格を有しない者が有償、無償を問わず、これらの税理士業務を行うことは禁止されています。

③ 派遣税理士の受け入れについて

上記①、②のとおり、税務相談及び税務書類の作成が伴う小規模納税者の税務指導には、税理士が不可欠となることをご理解のうえ、税理士派遣の要請を行っていただきますようお願いいたします。

(注) 「いわゆる三者協定における了解事項の趣旨等」（別掲資料 p. 5）中の項目 3 及び 4 をご参照ください。

(3) 協議派遣事業について

税理士会の税務支援事業は、税理士の社会的責務を果たすために実施するもので、その目的は、小規模納税者の適正な申告納税義務の履行を援助して自立させることにあります。このことは、小規模事業者の健全な育成を目指す関係団体の事業目的とも合致すると考えられます。

したがって、税理士会と関係団体は、その立場や役割に応じ相協力し、関係団体は「その本来の機能的な能力」を、税理士会は、「その職業的能力」をそれぞれ提供して、真に小規模納税者の期待に応え得る援助体制を確立することが、各団体に課せられた任務であり、社会的要請であるといえます。

税理士会としては、関係団体との協力関係をより一層充実させることにより職域侵害防止を図れるのであります。

規則に定める国若しくは地方公共団体又はこれらから納税者を指導する事業を実施するために補助金等の交付を受けている団体として、細則に商工会議所及び商工会を、また、その他の団体として青色申告会、法人会及び日本税務協会、農業協同組合、漁業協同組合をそれぞれ指定し、当該団体との協議に基づき指定税理士を派遣して税務支援を実施するよう規定しています。

協議派遣事業による税務支援とは、その団体が行う事業を援助することではなく、その団体の構成員に対して、指定税理士が直接支援業務を行うことをいうのであります。

- ① 国若しくは地方公共団体への派遣
- ② 商工会議所、商工会への派遣
- ③ 青色申告会、法人会、日本税務協会、農業協同組合、漁業協同組合への派遣
- ④ その他の団体への派遣

税理士会は、税務支援の規則や「申し合わせ」に基づき商工会等に税理士を派遣し、税理士制度の維持を図るとともに、地域社会の要請に応えつつ、法第 52 条（税理士業務の制限）違反の防止を図っています。

したがって、税理士派遣を依頼される場合は、税理士会（支部）を通じて申し込まれますようお願いいたします。

（注） 事務手続については、「協議派遣事業による税務支援の事務のながれ」（別掲資料 p. 43）をご参照ください。

（4） 単独契約の禁止について

本来、税理士の顧問委嘱契約は、委嘱者と税理士との個別契約が原則です。しかし、前記（3）の①から④の指定団体の構成員の税務指導については、本会の税務支援細則に基づき、指定団体と税理士会との派遣契約によることとしております。

しかし、派遣先団体においては顧問税理士が団体構成員の税務指導を行ってもよいとの誤った考えもあるため、日税連は、団体と税理士の顧問契約、つまり「単独契約」を禁止し、税理士会が契約の当事者となり指定税理士を派遣することを明確に規定することにより、法第 52 条違反を防止しております。

税務支援規則

(単独契約の禁止)

第12条 会員は、この規則の定めによらないで、第5条第3項に規定する団体等から税務支援に関して委託を受けてはならない。

Q 22 規則第12条に規定する「単独契約の禁止」とはどのようなものですか。

A いわゆる「一本釣り」の禁止規定とされているものです。

商工会等の団体の構成員に対して税務相談や税務書類の作成を行うことを内容として、当該団体と税理士等が契約することは、その団体の職員が税務書類の作成を行うことや、団体の職員によって作成された税務書類に税理士が署名押印をすることなど、税理士法に抵触する行為を惹起するおそれがあります。

そこで、税理士ではなく税理士会が契約の当事者となって、特に必要性の高い団体を指定し、その構成員に係る税務を適切に処理するために必要な数の税理士を派遣する方式を取ることで、団体の職員による税理士法違反を予防することが、協議派遣事業及び単独契約の禁止規定の趣旨です。

もっとも団体の構成員が高額所得者など税務支援の対象者の範囲外である場合は、税理士等との個別契約で対応すべきです。

日税連：税務支援制度ガイドライン（五訂版）p. 39 から転載

(5) 派遣税理士の任期及び人選について

派遣税理士の任期については、同一の対象者に対する税務支援の期間は原則として2年を超えることができないものとし、派遣税理士の選定にあたっては、派遣申込み団体と協議のうえ、予め選任した指定税理士のうちから本会が選定することとしております。

本会は、派遣税理士の決定において、地域の事情を考慮のうえ当該団体と十分に協議し、かつ、公平を旨とし機会の均等を図るよう努めてまいります。

この原則にしたがい、派遣税理士の2年での交替にご理解賜りますようお願いいたします。

税務支援細則

(税務支援の期間)

第11条 規則第5条第1号及び第3号の各事業において、同一の対象者に対する税務支援の期間は、2年を超えることができないものとする。

2 前項の期間を経過した者については、税理士会は、対象者又はその所属する団体等と協議のうえ所要の措置を講ずる。

(指定税理士の派遣期間等)

第16条 指定税理士の同一の団体に対する派遣期間は、原則として2年とする。この場合において、本会は、公平を旨として機会の均等を図るよう努めなければならない。

2 指定税理士の名簿は、氏名、所属支部名、事務所の所在地、電話番号及び委嘱年月日を記録する。

(6) 指導対象者が消費税の課税事業者である場合の基準

協議派遣事業における税務指導対象者の所得基準については、「申し合わせ」に基づき前年分所得金額(特典控除前)400万円以下の事業者としておりますが、その者が消費税課税事業者である場合は、南九州税理士会の統一した対応として、本会の小規模納税者の基準(細則第2条第2項)を準用し、当分の間、所得金額400万円以下で、かつ基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者といたしますので、ご理解くださいようお願いいたします。

(7) 高額所得者の指導について

「申し合わせ」に税務支援対象者の所得基準が定められておりますので、この所得基準を超える事業者については、その者が自ら自書申告するか若しくは税理士関与となるよう協議派遣団体からも指導いただきますようお願いいたします。

なお、本会においては、「協議派遣団体指導から税理士等関与移行に関する実施要領」(別掲資料p.41)を設け、協議派遣団体指導から税理士関与に移行する場合の受け皿体制が準備されております。

つきましては、協議派遣団体指導から税理士関与に移行した件数をご報告いただきますようお願いいたします。

(8) 実務における留意点

① 前年及び前々年分所得の確認方法

次の資料を揃えていただきますようお願いいたします。

イ 小規模納税者の名簿

ロ 前年及び前々年分税務申告に係る決算書及び申告書の控え又は写し

また、本会において指導対象者名簿の統一書式(p.60)を策定しておりますので、次のとおりご利用ください。

- ・ 協議派遣時期に、ご協力が得られる団体において利用するものとする。
- ・ 名簿は、派遣先団体において作成し、派遣開始までに支部(派遣税理士)に提出するものとする。
- ・ 派遣税理士は、派遣先団体から提出された名簿に、従事のつど指導内容等を追記し、派遣期間終了後、支部長へ提出する。

支部長は、提出を受けた名簿を4年間は保存するものとする。

- ・ 支部長及び派遣税理士は、名簿の情報が流出することのないよう留意する。

② 提示書類について

派遣における業務内容の効率化を図り、また、**申告書の作成若しくは精査**が不十分なまま機械的に処理することを防止するため、次に掲げる事項については徹底していただきますようお願いいたします。

※ 派遣税理士は、決算書等に基づき**申告書の作成若しくは精査**にあたることとし、指導納税者は現金出納帳及び総勘定元帳並びに申告に必要な添付書類（扶養控除等の確認、国民健康保険、年金の納付状況等）を準備しておくこと。

③ 1日当たりの処理件数について

イ 現金出納帳及び総勘定元帳の提示があり、申告書を作成、精査した場合、1日当たりの処理件数は10件程度を上限とする。

ロ 現金出納帳及び総勘定元帳の提示がないため、決算内容の確認ができない場合、1日当たり処理件数は30件程度を上限とする。

この目安を超える要処理件数がある場合は、派遣税理士の人員の増加または派遣日数を増加する等の適切な対応をお願いいたします。


④ 派遣税理士のゴム印押印について

「申し合わせ」を適正に運用していくため、本会においては納税者の所得金額が対象者としての所得基準に合致している場合の申告書作成に限り、「**派遣税理士**」の**ゴム印**を押印することとし、所得基準を超える納税者の申告書には押印しないよう統一した措置をとっておりますので、ご了承ください。

なお、消費税申告書につきましても、同様の取扱いといたします。

(ゴム印の押印例)

③のイの場合

派遣税理士	
-------	---

③のロの場合

派遣税理士	
-------	--

「派遣税理士」ゴム印の取扱要領

- 1 南九州税理士会所定の協議派遣事業による税務支援に使用するゴム印は、次のとおりとし、申告書第一表の税理士署名欄に押印する。

派遣税理士	
-------	--

- 2 ゴム印の管理責任者は支部長（または支部長が指定した会員）とし、派遣期間以外は、本会から交付されたゴム印数を支部事務局または支部長（管理責任者）の税理士事務所に厳重に保管しておくものとする。
- 3 支部長（管理責任者）は、派遣期間中については派遣税理士に貸与することとし、派遣期間終了後は確実に返還させるものとする。
また、派遣期間中の管理について、派遣税理士に周知、指導すること。
- 4 派遣税理士は、派遣期間中は自己の責任の下に管理することとし、派遣先団体に保管しておく、経営指導員等に預ける等の行為は、厳禁とする。
- 5 派遣期間終了後の貸出は不可とする。

(9) 派遣先団体と派遣税理士の打ち合わせについて

本会から派遣税理士に、税務指導内容等について派遣先団体と事前に打ち合わせを行い、税理士法を遵守した業務内容となるよう協議する旨を指示いたしますので、よろしく願いいたします（別紙3参照 p.37）。

(10) 電子申告の対応について

本会は、派遣先団体における電子申告については当該団体の要請があった場合に電子申告を行う際の基本的事項を協議のうえ、各支部の実施可能との判断に基づき対応することとしておりますので、指導対象者の電子申告を希望される場合は、早めに支部にお申し出ください。

また、電子申告を行う場合の手順を定め（別掲資料 p.16 参照）、派遣先団体を通じ申告者の方に「特定個人情報の取扱いに関する同意書(兼利用者識別番号の利用同意書)」を提出いただくこととしておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、電子申告を行うについては、これに伴い従来の派遣業務より事務負担の増加となる場合は、派遣日数の延長等をご配慮ください（別掲資料 p.47 参照）。

協議派遣事業における電子申告の手順について

南九州税理士会

1 派遣先団体との協議

支部は、派遣申込団体から派遣税理士による電子申告（代理送信）の実施について申し入れがあった場合は、日税連からの示達等に基づき、派遣税理士が電子申告を行う場合の基本的事項、申告書の作成及び確認、派遣税理士の署名表示、送信の手順等の実務について協議する。

なお、支部は、派遣申込団体との「覚書」を作成し、派遣申込団体はその団体の会員に派遣税理士に対する「特定個人情報の取扱いに関する同意書（兼利用者識別番号の利用同意書）」の提出について指導する。

2 税務支援用のIDの取得

派遣税理士は、原則として税務支援用の利用者識別番号（ID）を取得するため「電子申告開始届出書」に〇〇支部派遣税理士の旨を記載し、支部を通じ所轄税務署に提出し、税務支援用のIDの交付を受ける（税務支援用IDはインターネットでの申請はできず、書面による窓口申請に限定されています）。

〔 税務支援用IDの交付申請については、別紙の「税務支援用ID交付申請の記載例」を参照のこと。 〕

なお、税務支援用のIDは、税理士が自己の関与先等の電子申告をした場合の受信通知と税務支援としての電子申告の受信通知を区分管理するため、メッセージボックスを分けることを目的に設けられたものである。

したがって、派遣先での代理送信件数が少ない等により、派遣における代理送信に税務支援用のIDを使用せず、既に自己が取得済みのIDを使用することも可能である。この場合は税務支援用のIDを取得する必要はない旨を国税当局に確認済みである。

また、税務支援用IDを利用する電子申告は、そのIDとメッセージボックスが紐付きとなることから、複数の団体に派遣される派遣税理士は、他の団体の申告情報が漏れることがないように留意する。

なお、情報もれ防止の徹底のため、団体ごとに税務支援用IDを交付いただけるよう、国税当局に申し入れたところである。

3 メッセージボックスのセキュリティ強化

平成31年1月からe-Taxにおいてメッセージボックスのセキュリティ強化が行われ、個人納税者のメッセージボックスを閲覧する際に当該納税者の電子証明書による認証が必要となった。このため、会場で電子証明書を所有していない個人納税者の「申告のお知らせ」を確認

する場合は、税務支援用IDと納税者のIDを用いてe-Tax上で委任関係の登録を行わなければならない。その後、税務支援用IDに紐づくメッセージボックスに委任関係を登録した年に個人納税者のメッセージボックスに格納された「申告のお知らせ」が転送される。

4 派遣申込団体のパソコンの確認

事前に派遣申込団体が準備したパソコンのハード等（ICカードの読み取りなど）について動作確認を行い、税務支援用に発行された利用者識別番号（ID）等により電子申告用ソフトにアクセスする

- ・ 申告書の送信に際しては、必ず送信前にプリントアウトのうえ内容を確認した後に送信する。
- ・ 青色申告特別控除等の規定の関係上、送信書類に不備が無いよう注意する。
- ・ 決算書を電子送信せず添付書類とする場合に、期限内提出が青色申告特別控除の要件であることから、添付書類の期限内提出を確実に行うよう申し入れる。

5 電子署名及び派遣税理士の表示

電子署名は、日税連が交付した電子証明書により行う。

特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の漏えいなどのおそれがあるため、「マイナンバーカード」の使用は一切認めません。

入力判定文字により無料税務相談等であることを判別するため、税理士署名欄には、相談会場の主催別に次のとおり入力を行う。

相談会場の主催	<u>入力判定文字</u> (<u>先頭4文字</u>)	税理士名欄の入力例
民間団体（商工会）	民間団体	民間団体（〇〇商工会）
青色申告会	青色申告	青色申告会（〇〇会）
地方税当局	地方税当	地方税当局（〇〇市（町））
受託事業（無料相談）	無料相談	無料相談（〇〇支部）
受託事業（事前作成会）	年金説明	年金説明会（〇〇支部）

具体的には、事前に署及び派遣先団体と協議のうえ、認識の共有を図る。

6 受信通知等の取扱

申告書を送信した後に送信される受信通知書は、その内容を紙に出力して、依頼者（申告者）及び派遣先団体へ交付する。ファイルそのものは派遣先団体の責任において取り扱う。

なお、申告後の通知については、派遣先団体が行う。

覚 書

南九州税理士会〇〇支部（以下「甲」という。）と〇〇〇会（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して協議派遣事業により行う税務支援において、所得税及び消費税の確定申告を電子申告により行う場合の基本的事項について協議を行い、次のとおり了承したので、本「覚書」2通を作成し各自署名押印のうえ各1通を保管する。

- 1 電子申告の代理送信の対象者（以下「丙」という。）は、〇〇〇会会員のうち予め電子申告開始届出書を提出し、利用者識別番号（ID）の交付を受けた者とする。
- 2 派遣税理士（以下「丁」という。）は、丙の利用者識別番号（ID）の交付を受ける際に、丙から「特定個人情報の取扱いに関する同意書（兼利用者識別番号の利用同意書）」を提出させる。
なお、翌年以降は、乙は丙に対し「特定個人情報の取扱いに関する同意書（兼利用者識別番号の利用同意書）」の自動更新についての意思確認を行い、その結果を丁に通知する。
- 3 丙は、丁に対し税務書類（申告書等）を作成するための財務諸表等の基礎資料（データ）を提供することとし、丁は代理送信に際し、税務書類（申告書等）の内容を確認する。
- 4 税務支援会場において使用するパソコン及びICカードリーダーライターは、原則として乙において各必要台数を用意（費用負担）することとする。
ICカードリーダーライターについては、日税連が交付する電子証明書に係る動作確認を了したものを使用することとする。
- 5 丁が代理送信において使用する電子証明書は、日税連が交付する電子証明書を使用することとする。
- 6 丁は、丙の代理送信を行うため使用するIDは、税務支援用のIDを特別に取得するものであるが、メッセージボックスの内容の丙への通知等については、丁の協力のもとに乙が行うものとする。
- 7 添付書類の期限内提出については、乙の責任の下において確実に丙への指導を行うこととする。
- 8 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とするが、双方に特段の異議がないときは自動更新するものとする。

年 月 日

(甲) 南九州税理士会〇〇支部 支部長

㊟

(乙) 〇〇〇会 会長

㊟

電子申告・納税等開始（変更等）届出書

税務署受付印

令和 年 月 日	共通	納税地	<input type="checkbox"/> 住所・ <input type="checkbox"/> 居所・ <input type="checkbox"/> 事業所等（個人の方は該当するものに✓を付してください。） (〒 -) ※ 税理士会支部の所在地を記載 (電話番号 - -)
		住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -) ※ 派遣税理士の住所又は居所地を記載 (電話番号 - -)
		屋号 (法人の場合)	
		法人等の名称 (フリガナ)	派遣先団体名も記載してください
		氏名 (法人の場合)	※ 「派遣先団体名 派遣税理士の氏名」を記載
		代表者氏名	
		代表者住所	(〒 -) (電話番号 - -)
		本店又は主たる事務所の名称 (フリガナ)	
		法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
		職業 (事業内容)	※ 「南九州税理士会〇〇支部 派遣税理士」と記載
人生年月日	<input type="checkbox"/> 大正・ <input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和 ※ 「派遣税理士の生年月日」を記載 年 月 日		

国税関係
と
おり
届け
記
申告・納税等手続に✓する
推進等に関する省令第4条の規定により下記の

届出の内容	開始 (利用区分)	<input checked="" type="checkbox"/> 申告・納税等手続 <input type="checkbox"/> 特定納税専用手続 (注) 利用する内容に応じていずれかに✓を付してください。	
	変更等	<input type="checkbox"/> 暗証番号等の再発行 <input type="checkbox"/> 特定納税専用手続→申告・納税等手続 <input type="checkbox"/> 税務代理による利用の開始 <input type="checkbox"/> 電子証明書の更新等 <input type="checkbox"/> 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法 (ID・パスワード方式) の利用の開始 (注) 変更する内容に応じて✓を付してください。	<input type="checkbox"/> 納税用確認番号等の再発行 <input type="checkbox"/> 申告・納税等手続→特定納税専用手続 <input type="checkbox"/> 税務代理による利用の取りやめ <input type="checkbox"/> 国税電子申告・納税システムの利用の取りやめ <input type="checkbox"/> 利用者識別番号及び暗証番号のみによるe-Taxの送信方法 (ID・パスワード方式) の利用の取りやめ
参考事項	※ 「税務支援用IDの交付申請」 「使用期限 令和 年 月 日まで」と記載		税理士等 (電話番号 - -)

※ 税 務 署 整 理 欄	整理番号	(注) 具体的な日付は、本年 12月上旬に分かり次第 通知します	用者識別番号		
	入力年月日		回付先	個人 源泉・諸税・酒・資産・資料 ⇒ 法人 局 ()	
	通知年月日				
	通信日付印		年 月 日	(摘要)	

電子申告・納税等開始（変更等）届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」といいます。）により申告、申請・届出及び納税手続を行おうとする場合に提出するものです。

（注） 暗証番号の忘失等により、再発行を受ける場合にも届出が必要になります。

- 2 この届出書は、個人の方は所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）の納税地（相続税における財産取得者も所得税の納税地）、法人は法人税の納税地（法人の支店等は各税法に規定する納税地）を所轄する税務署長に提出してください。

（注）1 税務署ではこの届出書に基づいて、e-Tax を利用するために必要な次の番号等を通知します。

- (1) 「申告・納税等手続」を行う場合

利用者識別番号及び暗証番号

- (2) 「特定納税専用手続」を行う場合

利用者識別番号、納税用確認番号及び納税用カナ氏名（名称）

- 2 e-Tax のご利用に当たっては、「国税電子申告・納税システムの利用規約」（e-Tax ホームページ「<https://www.e-tax.nta.go.jp>」に掲載されています。）を必ずお読みください。

- 3 新たに開業又は法人を設立した場合等においては、個人事業の開業等届出書、法人設立届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、給与支払事務所等の開設届出書、収益事業開始届出書、外国普通法人となった旨の届出書、営業等開始申告書等を別途提出していただく必要があります。

また、この届出書の提出に伴って、青色申告の承認申請書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等の提出期限が延長されることはありませんので、ご注意ください。

- 4 e-Tax を利用するためには、利用者識別番号及び暗証番号等の交付を受ける必要があり、利用者識別番号等の交付を受けた後に利用可能となります。

- 3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 個人の方の場合、「納税地」欄の該当する□に✓を付してください。

- (2) 法人の場合、「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

なお、納税地が本店又は主たる事務所の所在地と異なるときは、この届出の対象となる所在地を記載してください。

（注） 納税地がマンション（アパート）等の場合には、マンション名、部屋番号等を併せて記載してください。

（記載例） ○○町×丁目□番△号 ○○マンション××号室

- (3) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の名称」欄には、本店等の名称を記載してください。

なお、「法人等の名称」欄と同一の場合には、記載不要です。

- (4) 法人の支店等の場合、「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、本店等の所在地を記載してください。

なお、「納税地」欄と同一の場合には、記載不要です。

- (5) 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号を有しない場合には、記載不要です。

- (6) 「届出の内容」欄には、該当する□に✓を付してください。

- (7) 「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。

イ 暗証番号等の再発行又は納税用確認番号等の再発行を受ける場合にはその理由

ロ 税務代理による利用を行う弁護士（弁護士法人を含む。）等である場合には、「税務代理による利用」

ハ その他連絡先等の参考となる事項

- 4 その他

- (1) e-Tax をご利用になり、申告をされた方には、翌年分の申告書等の用紙は送付されません。

- (2) 「税務署整理欄」には、記載しないでください。

- (3) 利用者識別番号及び暗証番号のみによる e-Tax の送信方式（以下「ID・パスワード方式」といいます。）とは、個人の方を対象とし、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知した e-Tax 用の ID・パスワードにより電子申告を可能とする方法です。したがって、法人の方は、ご利用いただけません。

（注） マイナンバーカード及び IC カードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応となります。

- (4) ID・パスワード方式をご利用いただくためには、次のいずれかの方法により ID・パスワード方式の利用の開始手続を行うこととなります。

イ 税務署にお越しいただいた上で行う方法

ロ 自宅等において確定申告書作成コーナー「<https://www.keisan.nta.go.jp>」を利用して行う方法

（注） ID・パスワード方式の利用開始手続は、国税庁告示（平成十八年国税庁告示第三十二号）において、電子情報処理組織を利用して届出された方に限って利用できるようになっているため、「書面」で届出をすることはできません。

詳しくは、e-Tax ホームページ「<https://www.e-tax.nta.go.jp>」に該当する国税庁告示が掲載されておりますのでご覧ください。

(11) 社会保障・税番号制度（マイナンバー）の対応について

社会保障・税番号制度の導入により、納税者が提出する税務関係書類には個人番号の記載が必要です。個人番号を取り扱うため、本会では次のとおり対応します。

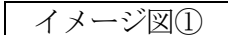
- ① 派遣税理士と派遣先団体会員との間で、「特定個人情報の取扱いに関する同意書（兼利用者識別番号の利用同意書）」を取り交わす（別掲資料 p. 25 参照）
- ② 本会と派遣先団体との協議派遣契約の締結時に、派遣税理士の取り扱う特定個人情報の範囲（責任）を明らかにするための条項を設ける（別掲様式 p. 48 第7～10条）

協議派遣事業におけるマイナンバーの対応について

南九州税理士会

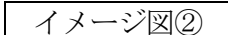
1 申告書等のとりまとめ（仮收受）

- (1) 納税者がマイナンバーを記載した申告書等を封緘等して持参してきた場合

・・・p. 22  参照

税理士が申告書等に関与しないため、納税者と派遣税理士との同意書不要

- (2) 納税者がマイナンバーを記載した申告書等を封緘等せずに持参してきた場合

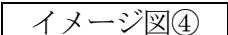
・・・p. 22  参照

税理士が申告書等に関与しないことを条件に納税者と派遣税理士との同意書不要

2 申告書等（書面）作成・提出・・・p. 23  参照

納税者と派遣税理士との同意書必要（同意書：別紙様式 p. 25）

- ・同意書原本は派遣先団体が保管、納税者へ控（コピー）を渡す
- ・派遣税理士は同意書原本及びコピーは保管しない。必要な場合に団体へ同意書の提示を求める

3 申告書等作成（代理送信）・・・p. 24  参照

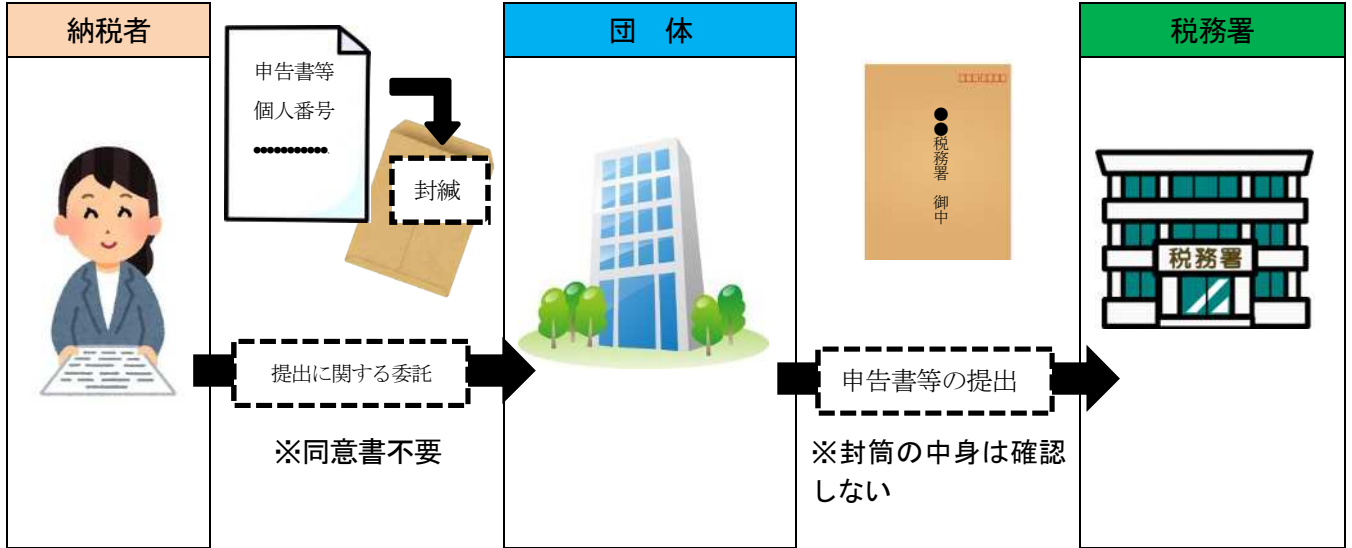
納税者と派遣税理士との同意書必要（同意書：別紙様式 p. 25）

- ・同意書原本は派遣先団体が保管、納税者へ控（コピー）を渡す
- ・派遣税理士は同意書原本及びコピーは保管しない。必要な場合に団体へ同意書の提示を求める

イメージ図 ①

【申告書等の取りまとめイメージ（仮收受）】

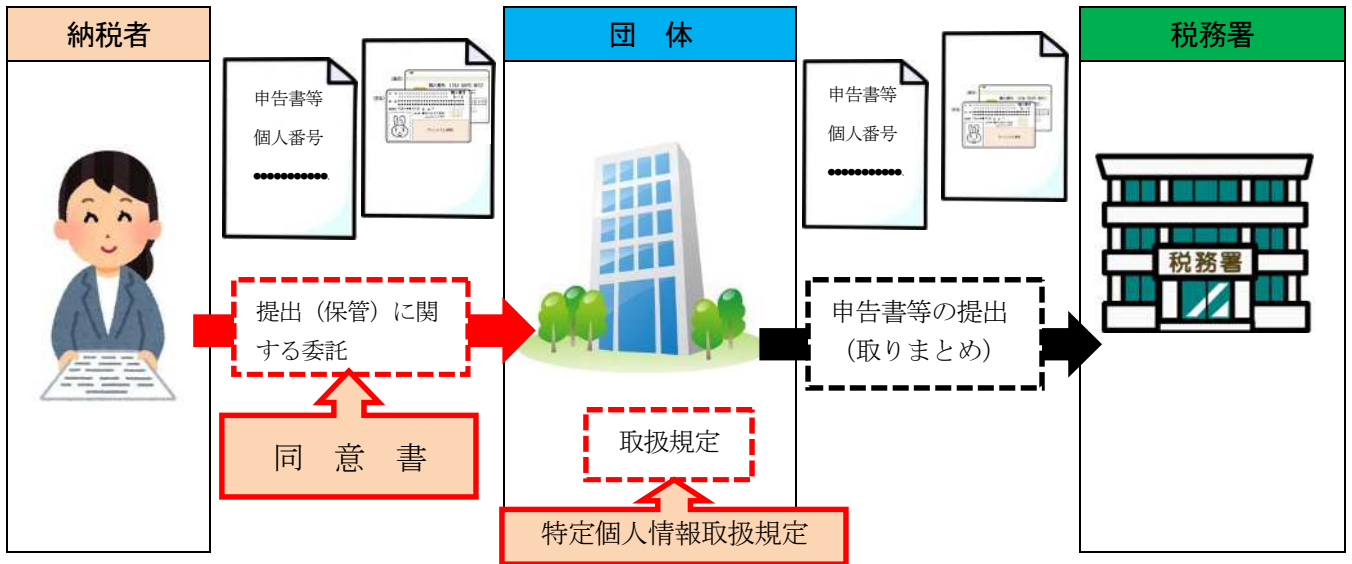
① 納税者がマイナンバーを記載した申告書等を封緘して持参した場合



イメージ図 ②

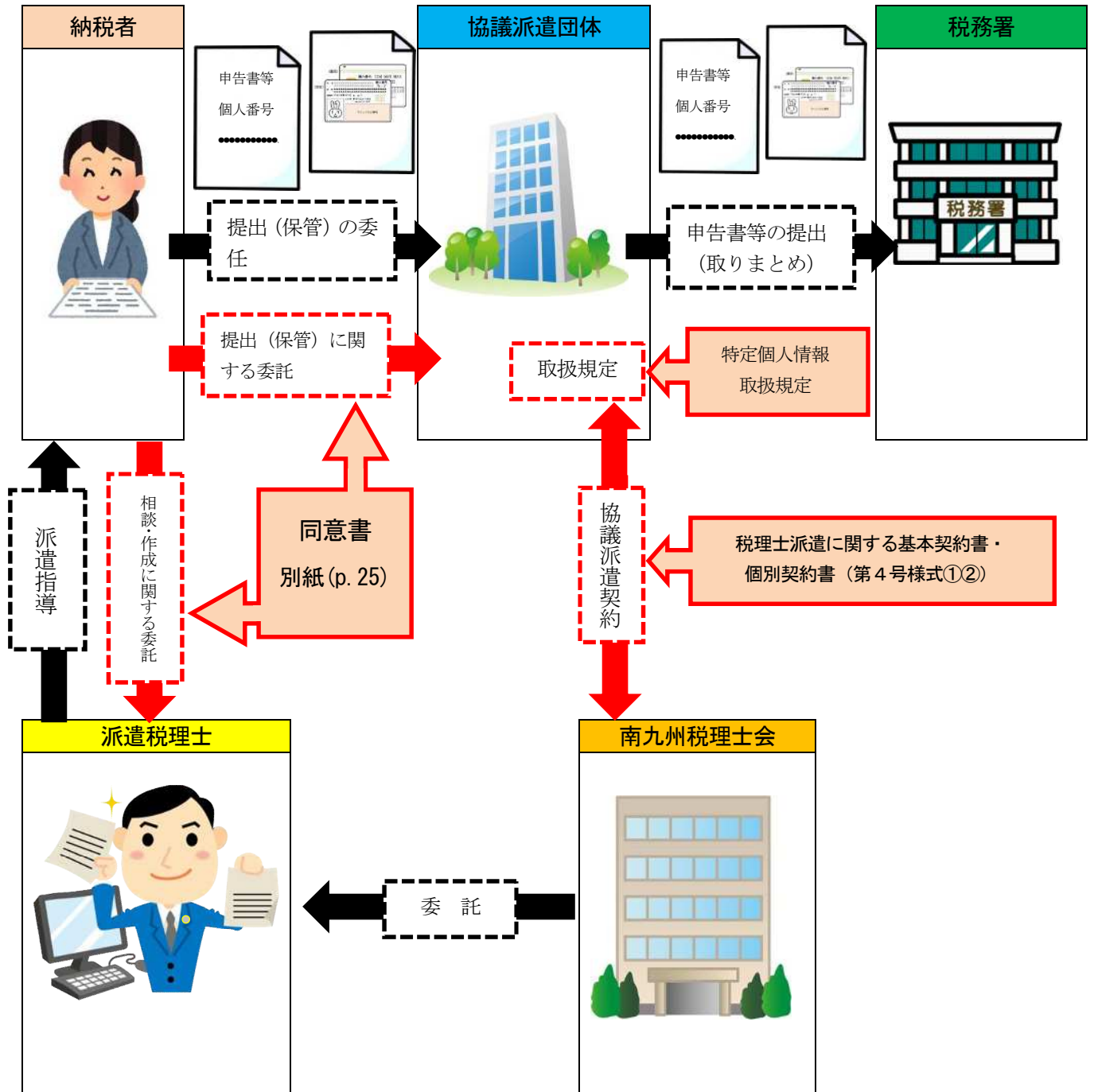
【申告書等の取りまとめイメージ（仮收受）】

② 納税者がマイナンバーを記載した申告書等を封緘せずに持参してきた場合



【特定個人情報を保管する運用を予定している場合】
 特定個人情報の取扱いに関する委託契約（同意書を含む）を締結するとともに、団体の取扱規程における適正な安全管理体制の構築が必要となる。

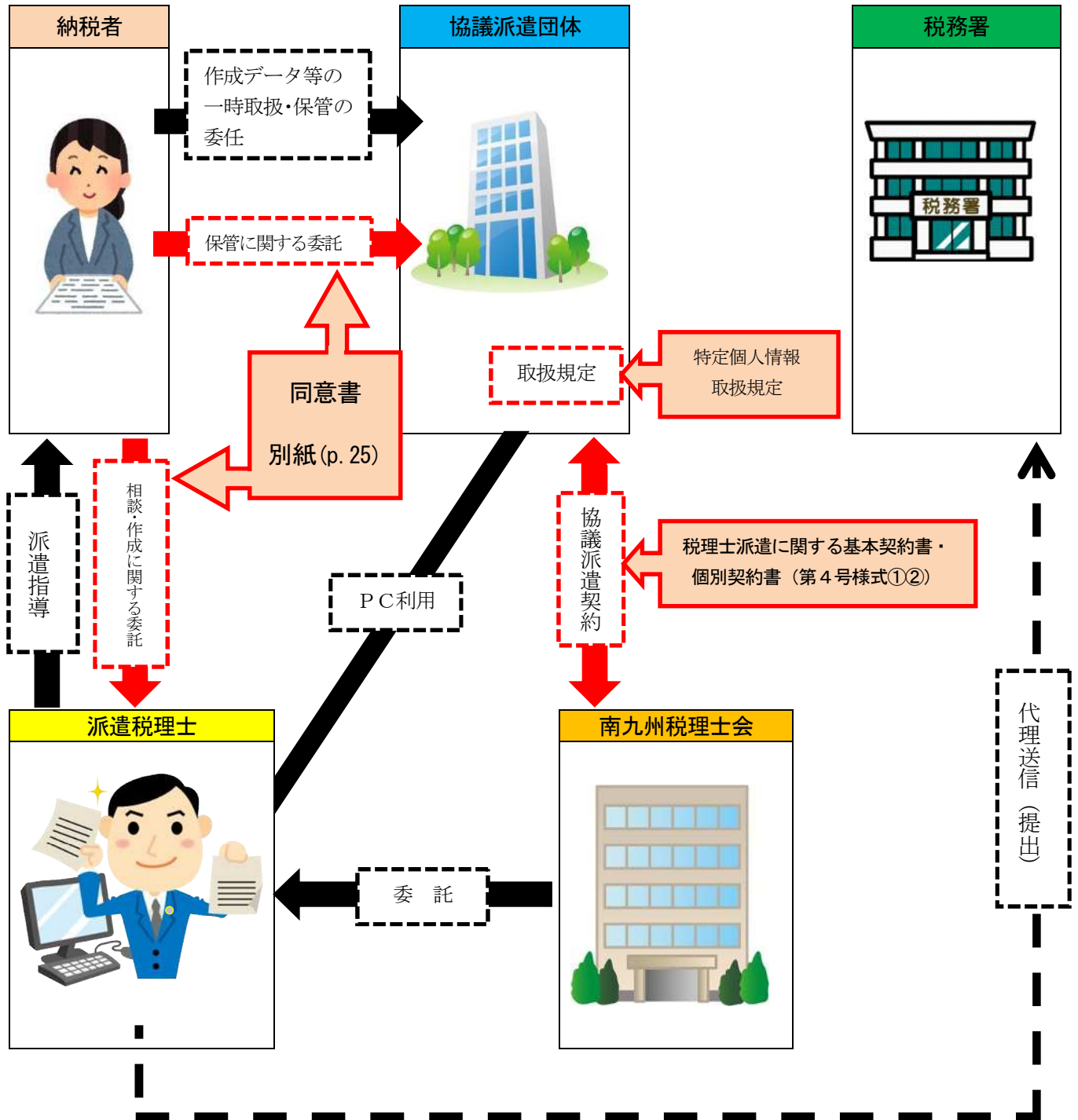
【協議派遣：申告書等（書面）作成・提出イメージ】



【特定個人情報を保管する運用を予定している場合】

特定個人情報の取扱いに関する委託契約（同意書を含む）を締結するとともに、団体の取扱規程における適正な安全管理体制の構築が必要となる。

【協議派遣：申告書等作成（代理送信）イメージ】



【特定個人情報を保管する運用を予定している場合】
 特定個人情報の取扱いに関する委託契約（同意書を含む）を締結するとともに、団体の取扱規程における適正な安全管理体制の構築が必要となる。

特定個人情報の取扱いに関する同意書

(兼利用者識別番号の利用同意書)

※ 該当する事項の□にチェック「✓」の上、署名をお願いします。

南九州税理士会〇〇支部
派遣税理士 殿

(e-Tax・書面共通)

私は、本日から退会までの間、税務書類の作成のための相談等において、上記支部派遣税理士が私の特定個人情報を取り扱うことに同意します。

(e-Tax で申告する方)

私は、本日から退会までの間、電子情報処理組織を利用して税務書類の作成を上記支部派遣税理士に依頼するに当たり、私の利用者識別番号を上記支部派遣税理士に通知するとともに、当該利用者識別番号を使用して当該税務書類を送信することに同意します。

派遣先団体名 会長 殿

私は、本日から退会までの間、派遣先団体名「特定個人情報取扱規程」に基づき、派遣先団体名が私の特定個人情報を含む税務書類を取扱い、保管することに同意します。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

※1 南九州税理士会〇〇支部派遣税理士及び派遣先団体名は、業務上知り得た特定個人情報の内容につき、秘密保持の義務を負うものとします。

※2 南九州税理士会〇〇支部派遣税理士及び派遣先団体名は、派遣先団体名が定める特定個人情報取扱規程に基づき、本業務において取り扱う特定個人情報につき適切な安全管理措置を講ずるものとします。

参 考

＜国税庁個人課税課 マイナンバー制度に関する質疑応答集【2.0版】

～税務支援事業編～ より＞

第3章【税務支援（協議派遣事業）編】

Q1 マイナンバー制度導入後の税務支援（協議派遣事業）において、税理士が会員のマイナンバーを取り扱う場合の留意事項について教えてほしい。

A.

協議派遣事業に従事する派遣税理士は、申告書等の作成の際、団体の会員（以下「会員」という。）の特定個人情報を取り扱うこととなります。

したがって、派遣税理士は、その取扱いに関する委託の事実を書面により明らかにするため、会員に対して同意書への記載を求めていただくようお願いします。

（考え方）

協議派遣において、派遣税理士が会員の特定個人情報を取り扱うためには、会員から「特定個人情報の取扱いの全部又は一部の委託」（番号法第19条第五号）を受けることが必要となる。

したがって、派遣税理士が特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報の取扱いに関する委託の事実を明らかにするため、会員と派遣税理士の間で同意書を取り交わすこととしている。

Q2 協議派遣先団体との関係で特定個人情報の取扱いについて協議すべき事項は何か。

A.

協議派遣事業において、各税理士会が協議派遣先団体との間で協議すべき事項としては、

- ・ 団体が申告書等を預かった上で税務署へ提出する場合において、当該団体が納税者の特定個人情報を取り扱う場合には、会員は当該団体との間においても特定個人情報の取扱いに関する委託を行うこととなるため、会員の負担等も考慮し、派遣税理士と当該団体の名宛人を連名とした同意書を作成すること
- ・ 同意書の名宛人を連名とする場合については、その同意書の原本の保存先
- ・ 団体との協議派遣契約の締結時に、特定個人情報の取扱いに係る派遣税理士の責任を会員の申告相談等の範囲に限るなど、派遣税理士の取り扱う特定個人情報の範囲（責任）を明らかにするための条項を追加

などが考えられます。

Q3 協議派遣事業において、派遣税理士は番号法上の本人確認を行う必要はあるのか。

A.

協議派遣事業において、作成された申告書等に記載されるマイナンバーに係る本人確認の主体は国税当局にあるため、派遣税理士には番号法上の本人確認義務は生じません。

ただし、税務署における本人確認事務等の円滑な遂行のため、派遣税理士には、団体の会員に対してマイナンバーの記載指導及び本人確認書類の写しの添付指導をお願いします。

なお、e-Tax の代理送信を行う場合には、本人確認書類の写しを別途提出する必要はありません。

Q 4 協議派遣事業において、本人確認書類の添付指導を行うに当たり、具体的にはどのような書類の写しの添付を指導すればよいのか。

A.

本人確認書類の添付指導に当たっては、

- 1 マイナンバーカードをお持ちの方
マイナンバーカードの写し（両面）
- 2 マイナンバーカードをお持ちでない方（番号確認書類及び身元確認書類の両方が必要）
 - ・ 番号確認書類
通知カードの写し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）のうちいずれか1つ
 - ・ 身元確認書類
運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つの写し

1又は2いずれかの添付指導を行っていただくようお願いします。

なお、本人確認書類の写しの添付がない場合は、必要に応じて「後日、税務署から督促を行う場合がある」旨を説明いただくようお願いします。

Q 5 協議派遣事業において、会員が自身のマイナンバーを把握していない場合はどのように対応すればよいか。

A.

協議派遣事業において、会員が自身のマイナンバーを把握していない場合は、そのまま受け付けることとして差し支えありませんが、申告書にはマイナンバーの記載が必要であること及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要であることを指導していただくようお願いします。

なお、e-Tax で申告書等の代理送信を行う際も同様に、マイナンバーの入力ができない場合でもそのまま送信して差し支えありません。

Q 6 協議派遣先団体が、会員と委託契約を結んでいる場合において、派遣税理士は会員との間で別途委託契約の締結又は同意書の提出は必要なのか。

A.

協議派遣事業における派遣税理士による申告相談等は、納税者と派遣税理士の2者間での委嘱関係等に基づき行われることとなるため、特定個人情報の取扱いに関する委託契約（同意書）の主体は、会員と派遣税理士間で行うことが必要であると考えます。

また、じ後のトラブルを防止する観点から、会員の申告相談等を担当した派遣税理士を特定できることも重要です。

これらを踏まえれば、会員と団体間の委託契約に派遣税理士への委託を含むとしても、申告相談を担当した派遣税理士が特定できないことから、会員と団体間の委託契約のみで終結させることは困難であるため、同意書が必要であると考えられます。

なお、同意書の具体的な名宛人については、各会の実情に応じてご検討いただくようお願いします。

Q7 協議派遣事業において、パソコンを使用して e-Tax による代理送信を行うこととしている場合、セキュリティ対策はどうすればよいか。

A.

協議派遣事業において、パソコンからの情報漏えい等を防止するために、ガイドラインに定める以下のような安全管理措置を講ずる必要があると考えられます。

- ・ パソコン等の盗難又は紛失等を防止するための措置（セキュリティワイヤー等による固定等）
- ・ マイナンバー・特定個人情報ファイルの削除
- ・ 外部からの不正アクセスの防止
- ・ 情報漏えい等の防止
- ・ システムログ等の記録

これらを踏まえ、パソコンの設置等を含む会場内における具体的な安全管理措置について検討願います。

なお、e-Tax で申告書等を送信した場合、その申告等データをメッセージボックスからダウンロードできる仕組みとなっていますが、当該ダウンロードデータのマイナンバーは自動的に削除されています。

Q8 協議派遣先団体の保有するパソコンを利用して e-Tax 代理送信を行う場合には、送信後のデータの取扱いはどうすればよいか。

A.

協議派遣事業における特定個人情報の取扱いに係る派遣税理士の責任は、一般的には申告書データの送信をもって終了するものと考えられます。しかし、申告データを送信するために団体が保有するパソコン内に申告データを保存する必要がある場合には、送信後もそのデータがパソコン内に保存されることとなります。

送信後もパソコン内に申告データを保管する必要がある場合は、団体と会員との間において、同意書を取り交わす必要があると考えられます。

なお、申告データを保管する必要がなくなった場合は、速やかに削除する必要があります。

データの保存及び廃棄については、団体と会員との間でどのような取り決めがなされているかによって取扱いが異なるため、各団体の取り決めを確認の上適切に取り扱っていただくようお願いします。

Q9 協議派遣先団体が、会員の特定個人情報を取り扱わないこととしているが、協議派遣は可能か。

A.

協議派遣事業は、派遣税理士がその団体の会員に対して直接支援業務を行うものであるため、協議派遣先団体が会員の特定個人情報を取り扱うか否かに関わらず、協議派遣を実施することは可能と考えられます。

ただし、協議派遣先団体が、作成された申告書等の取りまとめを行っている場合には、会員のマイナンバーに関知することのないような措置を講ずる必要があります。

なお、関知していないことの例として「申告書等を封緘された状態で預かること」が考えられます。

第4章【関係民間団体編】

Q1 団体が会員のマイナンバーを取り扱うケースや留意事項について教えてほしい。

A.

団体が会員の申告書等を取扱うケースとして、①マイナンバーが記載された申告書の写しなど会員のマイナンバーを団体に保管する場合及び②マイナンバーが記載された申告書等を会員から一時預かりして税務署に提出する場合は挙げられ、いずれのケースも会員から団体に特定個人情報の取扱いに関する委託が必要になります。

①については、団体が会員の特定個人情報を継続的に保管・管理することとなりますので、団体と会員の間で特定個人情報の取扱いに関する委託契約書等を作成する必要があると考えます。

②については、団体が税務署に提出するまでの間、一時的に特定個人情報を取り扱うこととなりますので、そのことに関して委託契約書等を取り交わす必要があります。ただし、取扱いの程度を考慮して、①に比して簡便な形式の同意書を取り交わすことで足りると考えられます。

また、いずれのケースにおいても団体が特定個人情報を取り扱うことから、団体として特定個人情報を取り扱う範囲や安全管理条項などを盛り込んだ特定個人情報取扱規程を定めることが必要であると考えます。特定個人情報取扱規程の具体的な内容については、個人情報保護委員会が策定したガイドラインを参考に検討願います。

なお、団体が申告書等の内容に関知しないような措置が講じられている場合は、会員から一時預かりした申告書等を税務署に提出する場合においても、同意書の作成等の特段の対応は不要であると考えます。関知していないことの例として「申告書等を封緘された状態で預かること」が考えられます。

(考え方)

会員の特定個人情報を取り扱う場合には、団体と会員の間で特定個人情報の取扱いに関する委託が必要となり、取り扱う範囲や程度に応じて、委託契約書や委託契約書よりも簡便な形式の同意書を取り交わすこととしている。

なお、いずれも特定個人情報を取り扱うことの委託があることを証する書類であることに変わりはない。

Q2 特定個人情報の取扱いに関する委託契約書に記載すべき事項について教えてほしい。

A.

団体が会員から番号法第19条第五号の「特定個人情報の取扱いに関する委託」を受ける際には、委託を受ける事務の内容に応じた事項を記載していただくものと考えられます。

例えば、会員のマイナンバーが記載された書類を保管する場合には、秘密保持義務やその特定個人情報を取り扱う業務、保管する書類の範囲、安全管理措置などを記載していただく必要があるものと考えられます。

なお、申告書等の一時預かりや協議派遣における申告書等の作成の場合には、事務の過程で一時的に特定個人情報を取り扱うこととなるため、その内容を記載した同意書を会員との間で取り交わすことで、委託契約書に代えて差し支えないと考えられます。

Q3 会員から特定個人情報を常時保管・管理する場合に国税当局から提示のあった同意書を使用することは可能か。

A.

当局が提示した同意書は、団体が会員のマイナンバーが記載された申告書等を税務署に提出するまでの間など特定個人情報を一時的に取扱うケースを前提に作成しているため、会員の申告書等の写しを保管・管理するなど、会員の特定個人情報を継続的に取り扱う場合には、内容が不十分であるため、そのまま使用することはできないと考えられます。

特定個人情報を常時保管・管理する場合は、秘密保持義務やその特定個人情報を取り扱う業務、保管する書類の範囲、安全管理措置などを記載した委託契約書等が必要であると考えられます。

Q4 提示のあった同意書は手続毎に、毎年取り交わす必要があるのか。

A.

当局が提示した同意書については、複数の手続（書類）を連記により記載できるような構成としておりますので、各手続をまとめて1枚で記載していただくことも可能です。

また、団体が申告書等の一時預かりの場面においてのみ会員の特定個人情報を取り扱う場合には、一般的に契約には有効期限が存することや、協議派遣事業で使用する同意書には各派遣税理士の氏名を記載する必要があること等に鑑み、原則として、毎年同意書を取り交わすことが必要であると考えます。

なお、団体と会員の関係は、毎年変更の可能性がある協議派遣税理士と会員との関係とは異なり、継続的なものであることから、申告書等の一時預かりについては、「会員が退会するまで有効である」旨を同意書に記載することにより、一度の取り交わしで差し支えないと考えられます。

Q5 確定申告に関するもの以外の事務において特定個人情報を取り扱うに当たり、団体が留意すべき事項について教えてほしい。

A.

団体が、個人番号関係事務実施者として、源泉徴収関係事務や法定調書作成事務等に関して事務局職員等の特定個人情報を取り扱うこととなる場合には、番号法第12条に規定する安全管理措置を講ずる必要があります。

また、会員サービスの観点から、会員の申告書等の写しや年末調整関係書類の写し等で、マイナンバーが記載されたものを保管する業務を行っている団体については、会員と団体との間で、番号法上の特定個人情報の取扱い（保管）に関する委託が必要となります。

（考え方）

団体が、会員との関係において個人番号関係事務実施者に該当する場合は、特定個人情報の取扱いに関する委託を受けずとも、マイナンバーの提供を受けることとなる（番号法第19条第三号）。

一方、団体が、会員との関係において個人番号関係事務実施者に該当しない場合は、番号法第19条第五号に基づき、特定個人情報の取扱いに関する委託を受ける必要がある。

Q 6 会員から特定個人情報の取扱いに関する委託を受けた後に団体が会員から特定個人情報の提供を受けた際には、番号法上の本人確認を行う必要があるか。

A.

団体が会員のマイナンバーが記載された申告書等を行政機関等に提出する事務においては、団体は会員との関係において、番号法上の個人番号利用事務実施者や個人番号関係事務実施者には該当しないため、番号法上の本人確認を行う必要はありません。

なお、団体が、個人番号関係事務実施者として、源泉徴収関係事務や法定調書作成事務等に関して事務局職員等の特定個人情報を取り扱うこととなる場合で、マイナンバーの提供を受けたときには、番号法上の本人確認を行う必要があります。

Q 7 当団体においては、基本的に会員の特定個人情報を取扱わないこととしたい。当団体が会員から取りまとめる税務関係書類にはマイナンバーを記載せず提出することとしたいが問題ないか。

A.

マイナンバーの記載は法令で定められた義務であることから、税務関係書類にはマイナンバーを正確に記載し、提出していただくようお願いします。

なお、平成 28 年度税制改正において、納税者のマイナンバー記載に係る本人確認手続やマイナンバー記載書類の管理負担に配慮する観点から、一部の税務関係書類について、マイナンバーの記載を不要とする見直しが行われています。

Q 8 当団体においては、基本的に会員の特定個人情報を取扱わないこととしたい。このため、これまで団体が行ってきた会員の税務関係書類の取りまとめは今後行わないこととしたいが問題ないか。

A.

税務署は、団体の取り扱う事務について意見を述べる立場にはございませんが、これまでも会員の申告書の取りまとめなど、税務協力にご尽力いただいているところであり、引き続き、ご協力をお願いしたいと考えています。

なお、やむを得ず会員の税務関係書類の取りまとめを行わないこととされた場合であっても、申告書等にはマイナンバーの記載が必要であることや、マイナンバーを記載した申告書等を提出する場合は本人確認書類の提示又は写しの添付が必要であることを会員に周知いただくなど、マイナンバー制度の周知にご協力をお願いします。

Q 9 マイナンバーが記載された税務関係書類の一時預かりに当たり、内容に関知しないような措置が講じられている場合は、特段の対応は不要とされているが、「内容に関知しないような措置」とは具体的にどのような措置か。

A.

関知していないことの例として「申告書等を封緘された状態で預かること」が考えられます。

しかし、例えば会員から預かる際に「提出書類一覧表」を作成するなど、団体において誰が何の書類を提出したかを全てチェックしている場合には、封緘された状態で預かったとしても申告書等の内容に関知しないとはいえず、同意書の取り交わしは必要であると考えられます。

Q10 当団体においては、会員の申告書等を一時的に預かった後、記載内容に関知せず税務署へ提出しているが、その場合でも会員から特定個人情報の取扱いに関する委託が必要であるのか。

A.

団体における申告書等の取りまとめに際し、会員の特定個人情報を取り扱う場合のポイントは、以下の2点と整理されます。

① 団体が申告書の内容に関知する場合は、会員との間で特定個人情報の取扱いの委託に関する同意が必要。

② 申告書の内容に関知しないような措置が講じられている場合は、特段の対応は不要。

このため、団体の対応としては、記帳・決算支援等の延長線上で申告書等を取りまとめる場合には、その内容に関知していないとは言えないため、番号法に定められたところにより、団体は会員から、特定個人情報の取扱いに関する委託を受け、団体が特定個人情報を取り扱うことを双方で確認する必要があります。

他方で、記帳・決算支援等を行わず、単に会員の申告書等を預かって税務署へ提出するケースで、団体において誰が何の書類を提出したかを全てチェックすることなく、会員から封緘された状態で預かっている場合には申告書の内容に関知していないと判断できるため、特段の対応は不要であると考えられます。

Q11 団体が法定調書を一時預かりする場合にはその支払いを受ける者など、第三者のマイナンバーが記載された法定調書を取り扱うこととなるが、第三者からの同意を得る必要はあるのか。

A.

会員が報酬や不動産使用料等の支払いを行い、法定調書の提出義務者となる場合、支払いを受ける者のマイナンバーを記載することは個人番号関係事務にあたり、支払を受ける者からマイナンバーの提供を受けることができます。

団体は、個人番号関係事務実施者である会員から特定個人情報の取扱いに関する委託を受けて法定調書を一時預かりすることとなり、支払者及び支払いを受ける者のマイナンバーを取り扱うことができます。

したがって、別途、本人以外のマイナンバーを取り扱うことの同意書の作成は不要です。

Q12 会員が既にマイナンバーを記載した書類を持参した場合に、その書類が税務署へマイナンバーを記載して提出する義務がない書類のときは、同意書の作成は不要か。

A.

同意書は、団体が番号法第19条5号の委託により、会員からマイナンバーの提供を受けることについて取り交わすものです。

このため、税務署へ提出する書類へのマイナンバー記載の要否は、同意書の作成とは別の論点です。

なお、マイナンバーの記載が不要な書類については、団体が会員から書類を預かる時点で会員自らマスキングすることにより、同意書の作成は不要となります。

Q13 マイナンバーが記載された申告書等の写しを団体で保管する場合、マスキングすれば委託契約書等は必要ないか。

A.

団体において、会員のマイナンバーが記載された申告書等の写しを保管するに当たり、マイナンバー部分をマスキングした場合には、特定個人情報の提供を受けたことにはならないため、保管に関して委託契約書等の取り交わしは必要ありません。

Q14 関係民間団体の役員等が、確定申告会場の「青色コーナー」に従事し、記帳・帳簿等の保存制度や青色申告制度などを説明する際、マイナンバーを記載した書類が目につれることを想定し、同意書等の作成が必要か。

A.

青色コーナーにおいては、記帳・帳簿等の保存制度、青色申告制度などの説明や「青色申告承認申請書」「青色事業専従者給与の届出書」などの記載方法の指導を行いますが、申請書等の記載は青色コーナーではなく筆記所で行うなどの措置を講ずることから、特定個人情報を取り扱うことがないため、同意書等の作成を要しません。

青色コーナーでは、納税者の同意があるときは、マイナンバーを除く個人情報の記載を行っても差し支えないこととしています。

なお、青色コーナーに従事する関係民間団体の職員等はマイナンバーを取り扱いませんので、筆記所でマイナンバーを記載するよう案内する必要があります。

Q15 当団体においては、特定個人情報等を適切に取り扱うべく、「特定個人情報保護基本方針」及び会員向けに「特定個人情報取扱規程」を制定することとしている。この場合、会員との間で個々に「特定個人情報の取扱いに関する委託契約」の締結が必要であるか。

A.

申告書等の一時預かりに関して、団体が会員の特定個人情報を取り扱う場合には、「特定個人情報の取扱いに関する委託契約」の締結が必要になります。

具体的な委託契約の締結方法は、各団体において検討するものと考えますが、単に取扱規程を制定するのみでは特定個人情報の取扱いについて、会員個々の同意があったとは判断できないため、同意書の取り交わしが必要と考えます。

Q16 商工会等との併設会の青色申告会については、それぞれに商工会等の特定個人情報取扱規程や青色申告会の特定個人情報取扱規程を作成しなくても問題ないか。

A.

併設会では、青色申告会に係る事務を商工会等に委託していることから、商工会等の取扱規程が青色申告会にも適用される場合は、個々に取扱規定を作成しなくても差し支えないと考えます。

なお、各併設会により状況は異なると思われるので、現在における個人情報取扱規程の有無及び規定内容等を参考とし、併設会がどのような形式となっているのか、特定個人情報の管理責任の所在はどこにあるのかななどを総合勘案した上で、作成の有無や規程内容を検討する必要があると考えます。

Q17 当団体では記帳指導はクラウドサービスを使用していますが、当団体はこのクラウドサービスを提供している会社と委託契約を結ぶ必要がありますか。必要な場合、当団体と会員の委託契約の中で注意すべき点がありますか。

A.

記帳指導においては特定個人情報を取り扱うことがないと考えられますが、団体が会員から委託された特定個人情報の保管に当たり、クラウドサービスを利用する場合、クラウドサービス事業者がマイナンバーを含むデータを取り扱わない場合（契約条項によって当該クラウドサービス事業者がマイナンバーをその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等）には、団体とクラウドサービス事業者間の番号法上の委託契約は不要ですが、保守サービス等によりマイナンバーをその内容に含む電子データを取り扱う場合には、番号法上の委託契約を締結する必要があります。

この場合、団体は会員に対し、特定個人情報の保管に際し、クラウドサービスを利用することを明示した上で、クラウドサービス事業者との再委託の許諾に関する条項を含む委託契約を会員と締結し、特定個人情報の提供を受ける必要があります。

Q18 当団体では、労働保険の手続代行も行っており、労働保険の書類作成のために会員のマイナンバーを取り扱っているが、本人が申告書等を作成する際に当該マイナンバーを本人に提示することができるか。

A.

個人番号関係事務のために団体が会員から収集、保管しているマイナンバーについて、会員が団体に対して確定申告での利用を含めマイナンバーの保管の委託を行っている場合には、本人が申告書等を作成する際に当該マイナンバーを提示することができます。

しかし、会員が団体において確定申告での利用を含めたマイナンバーの保管に関する委託を行っていない場合には、団体が収集、保管しているマイナンバーは労働保険手続代行のみの利用に限定されます。この場合は、別途会員と団体との間で委託契約を取り交わす必要があると考えられます。

Q19 税理士の協議派遣により、税理士に会員の決算指導、申告相談を行ってもらっているが、税理士会支部との関係で特定個人情報の取扱いに関し留意すべき事項は何か。

A.

協議派遣事業において、団体が税理士会支部との関係で留意すべき事項としては、

- ・ 団体が会員の申告書等を一時的に預かるなど、会員の特定個人情報を取り扱う場合において、派遣税理士が申告書等の作成に当たり、会員の特定個人情報を併せて取り扱う場合には、会員は団体及び派遣税理士双方との間で特定個人情報の取扱いに関する委託を行うこととなるため、会員の負担等も考慮し、当該団体と派遣税理士の名宛人を連名とした同意書の作成
- ・ 同意書の名宛人を連名とする場合については、その同意書の原本の保存先
- ・ 税理士会支部との協議派遣契約の締結時に、団体と派遣税理士の取り扱う特定個人情報の範囲（責任）を明らかにするための条項の追加などが考えられます。

直所 1-86
官総 8-93
昭和 38 年 11 月 21 日

中小企業庁長官
中 野 正 一 殿

国税庁長官 木 村 秀 弘

小企業納税者に対する税務指導についての協力依頼について

小企業納税者についてはかねがねご配慮をいただいておりますが、今般この件について、全国青色申告会総連合会長および日本税理士会連合会会長との間に別紙「小企業納税者に対する税務指導に関する了解事項」が成立し、これを機に三者相協力して小企業納税者に対する税務指導を行なうことになりましたので、今後も一層の御協力をいただきたく、よろしく申し上げます。

なお、今後は当庁、国税庁および税務署の職員が税務指導の実施につき、貴庁ならびに貴庁所管の特殊法人たる商工会議所および商工会の御協力をいただきにしばしば伺うことになるかと存じますので、関係者にもこの旨よろしく伝達下さるよう重ねて申し上げます。

38年企庁第1276号
昭和38年12月20日

国税庁長官 殿

中小企業庁長官

小企業納税者に対する税務指導について（照会）

昭和38年11月21日付け貴信直所1-86、官総8-93号をもって標記の件について御依頼がありました。商工会議所および商工会が税務指導を行なうに際しまして税理士以外の者が記帳または決算書の作成に関し指導または代行の業務を行なうことが税理士法の規定に抵触するか否かにつきまして疑義がありますので、この点に関する貴庁の御見解を御回示下さるようお願いいたします。

直所1-3
官総8-4
昭和39年1月14日

中小企業庁長官 殿

国税庁長官

小企業納税者に対する税務指導について
(昭和38.12.20付38年企庁第1276号照会に対する回答)

標題の件について下記の通り御回答致します。

- 1 慣行的な会計処理方式にしたがって税理士以外の者が記帳または決算書の作成に関する指導または代行を行なうことは、何ら税理士法に抵触するものではないと考えられます。
- 2 申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類、いわゆる「税務書類」の作成は、税理士の業務とされております。従って、商工会議所または商工会で申告書、申請書の作成まで指導を行なう場合には、税理士を委嘱する必要があります。
- 3 税務指導を行なうに当たって、商工会議所または商工会が記帳または決算書の作成の指導もしくは代行または申告書の作成のどの段階までを行なうことが適当であるかについては、各地の実情によりそれぞれ相違がありましようが、記帳から決算を経て申告まで一貫した指導を行なうことが望ましいので、従来の実情を尊重するとともに税理士との密接な連けい体制を確立されるよう、各地の商工会議所または商工会が税務署および税理士と十分協議をとげられることが適当であろうと考えられますので、念のため申し添えます。

別紙4



通 商 産 業 省

3 企 庁 第 1310 号
平成 3 年 6 月 7 日

日本商工会議所専務理事 殿

中小企業庁小規模企業部長

印

小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせについて

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、今般日本税理士会連合会と全国商工会連合会との間で、別添のとおり、小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせがなされました。この申し合わせは、従来から税理士会及び税理士と商工会・商工会議所とが協調して実施している小規模納税者に対する税務援助に関し、税理士会と商工会との今後の協力に係る基本的考え方を示したものです。

当庁としても、小規模事業者に対する記帳指導の実施にあたっては、従来から、税理士会と商工会・商工会議所との協力関係のもとに事業が実施されるべきことを指導してきたところではありますが、今回の申し合わせの趣旨は、小規模納税者に対する税務援助事業における税理士会と商工会・商工会議所との一層円滑な協力関係の発展のための意義あるものと考えます。

については、貴会議所傘下の商工会議所に対し、本申し合わせの内容をよく周知・徹底され、その趣旨に沿って小規模事業者に対する記帳指導事業が展開されることにより、各地域の税理士会と商工会議所との間の円滑な協力関係が維持・発展されるよう、貴職の特段の配慮を要請する次第であります。

小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ

日本税理士会連合会及び全国商工会連合会は、小規模納税者に対する税務援助事業を適正かつ円滑に実施するため、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 小規模納税者の税務援助事業に対する税理士会及び商工会の協力体制について
日本税理士会連合会及び全国商工会連合会は、それぞれの組織を通じ、税理士の職能及び商工会の機能に応じて相協力し、その地域の実情に即した方法により、小規模納税者に対する税務援助事業を適正かつ円滑に推進することとする。
2. 税務援助対象者の範囲及び取扱い等について
 - (1) 税務援助の対象者
税理士法第49条の2第2項の趣旨に基づいて行う、税務援助の対象者に対する指導（経営改善普及事業等の実施方針《平成2年度》Ⅱの4の（8）の事業）は、各地域の実態を尊重するものとするが、原則として前年分の所得金額（特典控除前）400万円以下の事業者を対象とするものとする。
 - (2) 経過措置
上記(1)の所得金額を超える事業者については、自主申告又は税理士関与に移行するよう指導することとするが、当分の間の措置として、各地域の実情を踏まえ、当事者たる税理士会、都道府県商工会連合会（商工会）がその取扱いについて協議し、税理士法違反若しくはこれに類する紛らわしい行為が行われることのないよう配慮しつつ、円満な解決を図っていくこととする。なお、同一の対象者に対する税務援助の期間については、長期間にわたることがないように配慮する。
 - (3) 税理士の派遣
税理士会は、上記(1)の税務援助を必要とする商工会の要請に基づき、当該商工会と十分協議のうえ、適切な税理士を派遣するものとする。
3. 税務援助事業に関する協議の場の設置について
日本税理士会連合会及び全国商工会連合会は、小規模納税者に対する税務援助事業が適正かつ円滑に行い得るよう、定期的に協議するほか、都道府県又は市町村の段階においても、それぞれの地域の実情を勘案し、協議の場を設けるよう指導する。
4. 申し合わせ内容の見直しについて
本申し合わせの内容については、各地域における実施状況等を見ながら、原則として2年毎に見直すものとする。

平成3年5月27日

日本税理士会連合会会長 片岡輝昭
全国商工会連合会会長 佐多宗二

(別添)

平成3年5月27日
日本税理士会連合会
全国商工会連合会

「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」の
取扱い並びに解釈について

1. 平成3年5月27日付「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ（以下、「申し合わせ」という。）」は、小規模納税者に対する税務援助事業に係る商工会と税理士会との今後の協力に関する基本的な考え方を示すものである。
2. 各地域において従来から税務援助対象者の範囲等について取決めや慣行が存在する場合はこれを尊重することとする。ただし、当該取決め等が申し合わせ記2.の内容と乖離したものであるときは、早期に当該申し合わせ記2.に基づいて実施できるよう、その取扱いについて当事者たる商工会及び税理士会が協議するものとする。
3. 申し合わせ記2.(1)の「400万円」については、その取扱い額に若干の余裕を見ることは差し支えないものとする。
4. 申し合わせ記2.(3)の「適切な税理士」の派遣とは、派遣を要請する商工会の地区と同一地区に所在する税理士会支部の税理士を派遣する等をいうものとする。
5. 申し合わせ記2.(2)及び3.における協議の当事者は、原則として、税理士会、同県協議会又は同支部と当該税理士会等の区域に所在する商工会を管轄する都道府県連合会とする。ただし、地域の実情により、商工会と税理士会支部が当事者となることが適当と認められた場合は、当該商工会と当該支部がそれぞれ協議の当事者となることを妨げないものとする。
なお、申し合わせ記3.の協議の場には、必要に応じ関係当局の出席を求めることとする。

協議派遣団体指導から税理士等関与移行に関する実施要領

南九州税理士会

1 趣 旨

この実施要領は、平成3年5月27日付日本税理士会連合会と全国商工会連合会が調印した「小規模納税者に対する税務援助事業に関する申し合わせ」（同取扱いと解釈含む。）を基に協議派遣団体指導から税理士又は税理士法人関与（以下「税理士等関与」という。）に移行する納税者の取扱いについて必要な事項を定める。

2 目 的

協議派遣団体指導から税理士等関与に移行する納税者（以下「移行納税者」という。）の申出があった場合に、本会の支部が迅速的確に対応し移行納税者の要望に沿って円滑に関与する税理士又は税理士法人（以下「関与税理士等」という。）を選定するとともに、税理士業務の適正な執行を図ることを目的とする。

3 申出の受理

- (1) 移行納税者からの税理士等関与の申出の受理に関する事項は、当該地域に所在する支部が行う。
- (2) 支部は、原則として下記事項を記載した書面の提出を求めるものとする。
 - 住 所
 - 氏 名
 - 電話番号
 - 業 種
 - 前年分総所得金額
 - 前年分取引金額
 - 前年分特典控除前所得額

4 関与税理士等選定機関の設置と関与税理士等の選定

- (1) 支部は、税理士等関与に移行する便宜を取りはからうため、協議機関として関与税理士等選定委員を置き、支部長が議長を務める。
- (2) (1)の関与税理士等選定委員は5名以内とし、支部長が選任する。
- (3) 任期は、当該関与税理士等選定委員を選任した支部長の在任期間とする。
- (4) 関与税理士等の選定にあたっては、依頼者の自由意思を尊重することとするが、派遣税理士、新規開業会員を優先する等配慮する。

5 申出納税者への通知

支部は、関与税理士を選定したときは、申出者に関与税理士等の氏名又は名称、事務所その他必要と認められる事項を文書により通知する。

6 報 酬

報酬の契約については、協議派遣団体との料金、地域の実情等を勘案し、依頼者と関与税理士等の当事者間において円滑な解決を図ることとする。

7 報 告

支部長は、毎事業年度内において、関与税理士等へ移行した実績を翌年4月30日までに本会に報告する。

附 則

この実施要綱は、平成4年12月15日から施行する。

附 則（平成13年10月7日）

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月11日）

この改正規定は、平成18年10月11日から施行する。

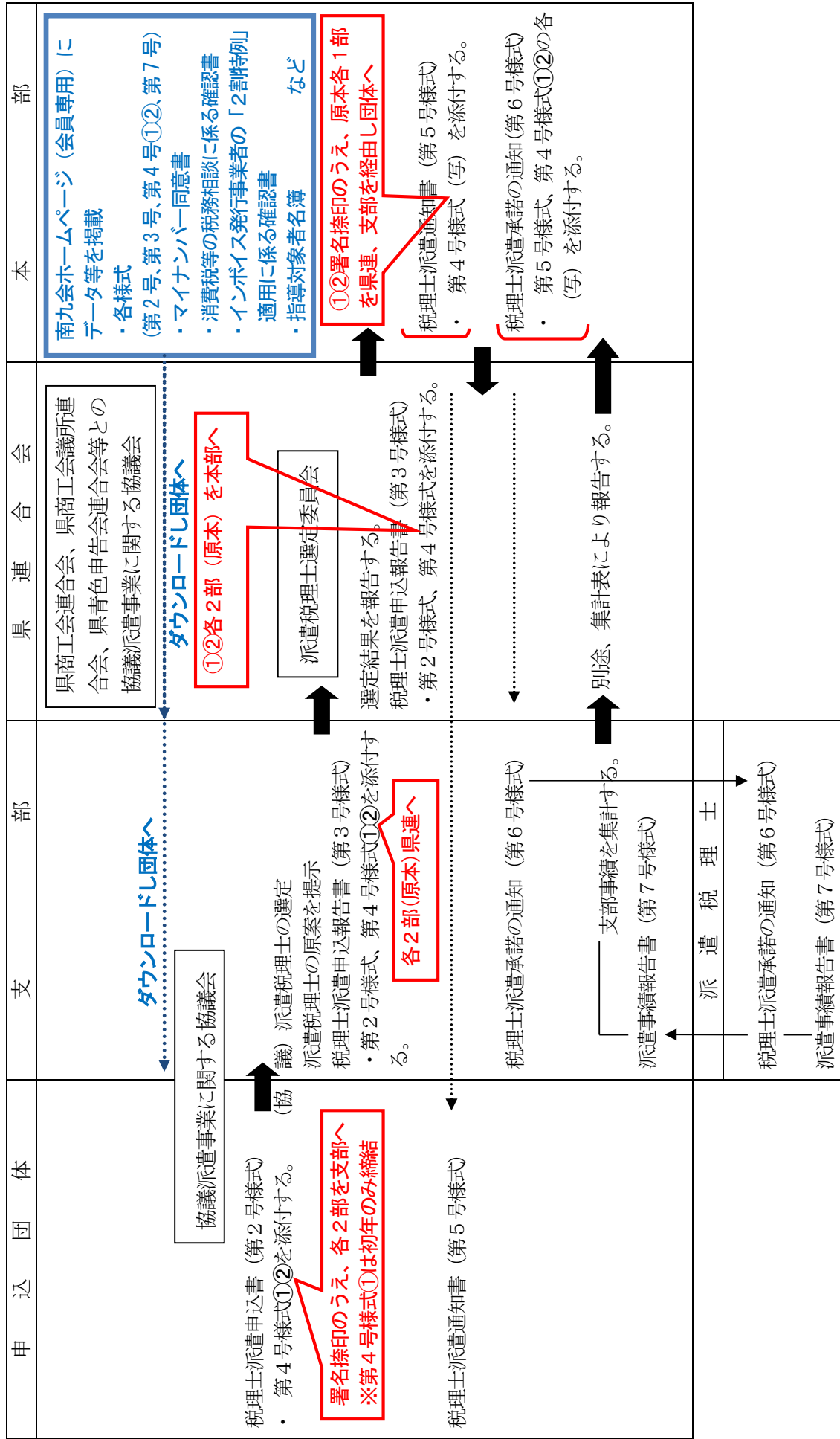
附 則（平成30年9月13日）

- 1 この改正規定は、平成30年9月13日から施行する。
- 2 商工会指導から税理士等関与移行に関する実施要綱は廃止する。

附 則（令和3年12月14日）

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

協議派遣事業による税務支援の事務のながれ (手続略図)



(第2号様式)

年 月 日

南九州税理士会会長 様

申込者

㊦

税 理 士 派 遣 申 込 書

小規模納税者を対象とする税務支援等に関する業務の実施について、南九州税理士会
所定「税務支援規則」に基づき、税理士派遣に関する基本契約書及び個別契約書のお
り税理士の派遣を申込みます。

(第3号様式)

年 月 日

南九州税理士会会長 様

南九州税理士会 支部
支部長

税理士派遣申込報告書

標題のことについて下記のとおり派遣申込を受けましたので、別紙のとおり報告します。

記

申込年月日	申 込 先	派遣税理士人員

(注) 県連合会会長を経由して提出してください。

税理士派遣に関する基本契約書

派遣先団体名 (以下、「甲」という。)と南九州税理士会 (以下、「乙」という。)は、甲が行う施策のうち税務支援に関する業務に対し、乙が税理士 (以下、「丙」という。)を派遣するに当たり、次のとおり、契約を締結する。

(対象者の範囲)

第1条 業務の対象者は、小規模納税者 (以下「丁」という。)で、税理士又は税理士法人が関与していない者とする。この場合の「小規模納税者」とは、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者 (年金受給者を除く)で、次に掲げる者とする。

- (1) 前年分所得金額 (専従者控除前又は青色特典控除前) が 300 万円 (商工会については 400 万円) 以下の者
 - (2) 前号に定める者が消費税の課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高が 3,000 万円以下の者
- 2 甲は丁の名簿を丙に提示するものとする。
 - 3 甲は丁の前年及び前々年分税務申告に係る決算書及び申告書の控え又は写しを丙に提示するものとする。

(人選及び通知)

第2条 乙は甲に対し、甲乙協議に基づき丙を選任し、書面により通知するものとする。

- 2 丙に事故あるとき、その他交替を必要とする場合には、甲乙協議に基づき、乙はその者に替わるべき者を甲に派遣する。

(業務の範囲)

第3条 丙が甲の依頼により自らの責任において行うべき業務の範囲は、主として税務、会計の相談業務とし、確定申告期において必要と認めたときは税務申告にかかる決算代行及び確定申告書の作成を含む業務を行う。ただし、丙は、消費税額の計算にあたっては、簡易課税制度が適用される場合を除き、丁があらかじめ作成した課税取引金額計算表等に基づき業務を行い、当該計算表等の誤りに起因する税額の相違等については責任を負わないものとする。

なお、甲乙間において電子申告についての協議が成立した場合は、丙は丁の確定申告書の提出に関し、丁から「特定個人情報の取扱いに関する同意書 (兼利用者識別番号の利用同意書)」による同意を得たうえ、代理送信を行う。

(業務の条件)

第4条 丙の従事期間、執務の場所、日数、時間、件数及び謝金は、別に定める個別契約書のとおりとする。

(報告義務)

第5条 丙は、業務期間終了後、別に定める様式により乙に報告しなければならない。その業務期間中にその業務を交替した場合についても、同様とする。

(一般的損害)

第6条 丙が故意又は重大な過失により丁に損害を与えた場合は、丙は丁に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、甲又は丁の責により生じたと認められる場合は、この限りではない。

(特定個人情報に係る責任の範囲)

第7条 本契約内で取り扱う特定個人情報に係る丙の責任は、第3条に定める業務の範囲に限る。

(特定個人情報に係る業務範囲)

第8条 丙は、第3条に定める業務時においてのみ、丁の特定個人情報を取り扱い、その業務の終了をもって特定個人情報の取扱いを終了する。

(特定個人情報の管理)

第9条 甲は、甲が定める特定個人情報取扱規程に従って第4条に定める執務の場所の安全管理措置を講じるとともに、丙にその規程に関する指導を行うものとする。

(規程の遵守義務)

第10条 丙は、第3条に定める業務に当たり、甲が定める特定個人情報取扱規程を遵守する。

(契約書の期間)

第11条 本契約書の期間は、特段定めないものとする。なお、第4条に基づく個別契約書については毎年締結するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、本契約を解除する必要があるときは、3ヶ月前までに、相手方に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

(その他)

第13条 本契約の解釈及び本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙両者間において協議し、なお必要があれば関係官庁と協議のうえ問題の解決を図るものとする。

本契約を証するため、甲及び乙の代表者はそれぞれ署名捺印し、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 派遣先団体名

代表者 ⑩

乙 南九州税理士会

会 長 ⑩

税理士派遣に関する個別契約書

従事税理士	名			
業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
執務場所	住所			
	会場名			
執務日数	日間			
執務時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分			
件数	所得税	概ね	件 (うち代理送信	件)
	消費税	概ね	件 (うち代理送信	件)
謝金 / 日	消費税抜額			円
	消費税額			円
	消費税込額			円
交通費等 / 日	—			円
<p>注意：開業税理士の場合・・・甲は派遣税理士本人へ源泉所得税を控除して振込む。 所属税理士の場合・・・甲は雇用主である税理士へ源泉所得税を控除して振込む。 税理士法人の社員税理士の場合・・・甲は税理士法人へ源泉所得税を控除せずに振込む。 税理士法人の所属税理士の場合・・・甲は税理士法人へ源泉所得税を控除せずに振込む。</p>				

年 月 日に締結した税理士派遣に関する基本契約書に基づく上記個別契約書について確認したことを証するため、甲及び乙の代表者はそれぞれ署名捺印し、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 派遣先団体名

代表者

㊟

乙 南九州税理士会

会長

㊟

(第5号様式)

南九税 第 号
年 月 日

(派遣申込団体) 様

南九州税理士会
会長

税理士派遣通知書

年 月 日をもって貴 からは申込みのあった

小規模納税者を対象とする税務支援に関する業務について、別添「税理士派遣に関する基本契約書及び個別契約書」により税理士を派遣することを通知します。派遣する税理士は下記のとおりであります。

記

指定税理士氏名 _____

事務所所在地 _____
(電話 ())

税理士区分 _____

開業・開業所属・本店社員・支店社員・本店所属・支店所属

南九税 第 号
年 月 日

(派遣税理士) 様

南九州税理士会
会長

税理士派遣承諾の通知について

から税理士派遣の申込みがあった小規模納税者を対象とする税務支援等に関する業務については、貴殿を派遣することに決定し、別紙（写）のとおり当該申込者に税理士派遣通知書を送付しましたので、ご通知申し上げます。

税務支援における消費税等の税務相談に係る確認書

令和 年 月 日

派遣先団体名

代表者 様

私は、 { 令和 年 月 日～令和 年 月 日課税期間分 } の消費税及び
本日から退会するまでの間

地方消費税の確定申告に係る税務相談を依頼するにあたり、以下の点を確認しました。

<input type="checkbox"/>	税務相談においては、必要に応じて従事税理士の指導を受けながら、課税取引金額計算表等（以下「計算表等」という）を作成し、具体的な税額に関する相談に臨みます。
<input type="checkbox"/>	計算表等の作成及び税務相談に当たっては、従事税理士に適格請求書の内容確認を求めません。
<input type="checkbox"/>	自身が作成した計算表等の内容誤りに起因する税額等の相違による不利益については、従事税理士に一切責任を求めません。

住 所	
(フリガナ) 氏 名	

(注) : { } 部分は選択のうえ、不要の箇所は抹消ください。

インボイス発行事業者の「2割特例」適用に係る確認書

年 月 日

派遣先団体名

代表者 様

私は令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成を依頼するにあたり、(別紙) インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャートを参照し、以下の点を確認しました。

いずれかに「✓」を入れてください。

<input type="checkbox"/>	2割特例を適用することはできない
<input type="checkbox"/>	2割特例を適用可能
<input type="checkbox"/>	2割特例を適用しない

下記の事項を確認いただきましたら「✓」を入れてください。

<input type="checkbox"/>	上記の選択結果に起因する不利益については、従事税理士に一切の責任を求めません。
--------------------------	---

住 所	
(フリガナ) 氏 名	

インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート

(令和6年9月版)



2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和5年10月1日から令和8年9月30日の属する課税期間において適用可能です。)

START

インボイス発行事業者の登録を受けている。

YES

対象期間

令和5年10月1日を含む課税期間※ではない。

※ この「令和5年10月1日を含む課税期間」とは、同日をまたぐ課税期間をいいますので、同日から開始する課税期間の場合は「YES」へお進みください

YES

NO

届出状況

「消費税課税事業者選択届出書」の提出により令和5年9月30日以前から課税事業者となっていない。

YES

NO

基準となる売上げの状況

次の金額がいずれも1,000万円以下

・ 基準期間の課税売上高

⇒ 個人事業者: 2年前 法人: 原則、2事業年度前

・ 特定期間の課税売上高※

⇒ 個人事業者: 前年の1月から6月

法人: 原則、前事業年度開始の日から6月の期間

※ 課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

YES

NO

2割特例を適用することはできません

※ 免税事業者の方は消費税の申告義務はありません。

NO

そのほかの要件

- 「消費税課税期間特例選択届出書」の提出により課税期間を短縮していない。
- 高額な資産を仕入れたことにより課税事業者となっていない。
- そのほか、個人事業者であれば相続、法人であれば合併・分割の特例により課税事業者となる場合など2割特例を適用できない場合※に該当しない。

※ 具体的にはインボイスQA問115《2割特例の適用ができない課税期間①》をご参照ください。

2割特例を適用することはできません

- 一般課税(インボイスの保存が必要)
- 簡易課税(仕入れに係る消費税について実額計算不要)※

のいずれかの方法により、申告を行います。

※ 免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた課税期間や、前課税期間の申告において「2割特例」の適用を受けた課税期間は、その課税期間中に「簡易課税制度選択届出書」を提出することで、その課税期間から簡易課税による申告が可能です。

NO

YES

2割特例を適用可能

事前に届出等の必要なく、申告書の所定欄に「○」をつけるだけ。仕入れに係る消費税額について実額計算不要。

派遣申込にかかる様式の記入要領について

〈派遣を申込みされる団体様〉

- ・ 記入例を参考にご記入ください。
- ・ 「税理士派遣に関する個別契約書」中の「従事税理士」の氏名欄は、税理士会支部が派遣税理士の氏名を記載いたしますので、派遣申込み団体におかれましては、未記入のまま税理士会支部長へご提出ください。
- ・ 「税理士派遣に関する基本契約書及び個別契約書（第4号様式①②）」は、署名（記名可）捺印のうえ、2通を税理士会支部へご提出ください。
なお、第4号様式①は、初年のみ締結となります。

〈支部長様〉

- ・ 派遣する税理士については、県連合会に設置する派遣税理士選定委員会の結果をもって決定いたしますので、「税理士派遣に関する個別契約書（第4号様式②）」中の「従事税理士」の氏名欄部分はエンピツ書きまたは別紙様式（任意）としてください。
- ・ 派遣する税理士が複数（多人数）に及び、記載スペースに書ききれないときは「別紙名簿のとおり」と記載のうえ名簿（記入例③）を添付してください。

派遣にかかる報酬の支払いについて

〈派遣を申込みされる団体様〉

派遣税理士等に報酬を支払う際は、税理士区分によって支払方法が異なりますので、次の点にご注意のうえ、お支払いいただきますようお願いいたします。

- 開業税理士の場合…本人へ源泉所得税を差し引きのうえ支払う
- 所属税理士の場合…雇用主である税理士へ源泉所得税を差し引きのうえ支払う
- 税理士法人（本店・支店）の社員税理士の場合
…税理士法人へ源泉所得税を差し引かず支払う
- 税理士法人（本店・支店）の所属税理士の場合
…税理士法人へ源泉所得税を差し引かず支払う

なお、本会が派遣申込団体様あてに通知いたします「税理士派遣通知書」（第5号様式）に税理士区分を明記いたしますので、お支払いの際はご確認ください。

税理士派遣に関する基本契約書

〇〇〇〇会 (以下、「甲」という。)と南九州税理士会 (以下、「乙」という。)は、甲が行う施策のうち税務支援に関する業務に対し、乙が税理士 (以下、「丙」という。)を派遣するに当たり、次のとおり、契約を締結する。

(対象者の範囲)

第1条 業務の対象者は、小規模納税者 (以下「丁」という。)で、税理士又は税理士法人が関与していない者とする。この場合の「小規模納税者」とは、事業所得者、不動産所得者及び雑所得者 (年金受給者を除く)で、次に掲げる者とする。

- (1) 前年分所得金額 (専従者控除前又は青色特典控除前)が300万円 (商工会については400万円)以下の者
- (2) 前号に定める者が消費税の課税事業者である場合には、基準期間の課税売上高が3,000万円以下の者

2 甲は丁の名簿を丙に提示するものとする。

3 甲は丁の前年及び前々年分税務申告に係る決算書及び申告書の控え又は写しを丙に提示するものとする。

(人選及び通知)

第2条 乙は甲に対し、甲乙協議に基づき丙を選任し、書面により通知するものとする。

2 丙に事故あるとき、その他交替を必要とする場合には、甲乙協議に基づき、乙はその者に替わるべき者を甲に派遣する。

(業務の範囲)

第3条 丙が甲の依頼により自らの責任において行うべき業務の範囲は、主として税務、会計の相談業務とし、確定申告期において必要と認めたときは税務申告にかかる決算代行及び確定申告書の作成を含む業務を行う。ただし、丙は、消費税額の計算にあたっては、簡易課税制度が適用される場合を除き、丁があらかじめ作成した課税取引金額計算表等に基づき業務を行い、当該計算表等の誤りに起因する税額の相違等については責任を負わないものとする。

なお、甲乙間において電子申告についての協議が成立した場合は、丙は丁の確定申告書の提出に関し、丁から「特定個人情報の取扱いに関する同意書 (兼利用者識別番号の利用同意書)」による同意を得たうえ、代理送信を行う。

(業務の条件)

第4条 丙の従事期間、執務の場所、日数、時間、件数及び謝金は、別に定める個別契約書のとおりとする。

(報告義務)

第5条 丙は、業務期間終了後、別に定める様式により乙に報告しなければならない。その業務期間中にその業務を交替した場合についても、同様とする。

(一般的損害)

第6条 丙が故意又は重大な過失により丁に損害を与えた場合は、丙は丁に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、甲又は丁の責により生じたと認められる場合は、この限りではない。

(特定個人情報に係る責任の範囲)

第7条 本契約内で取り扱う特定個人情報に係る丙の責任は、第3条に定める業務の範囲に限る。

(特定個人情報に係る業務範囲)

第8条 丙は、第3条に定める業務時においてのみ、丁の特定個人情報を取り扱い、その業務の終了をもって特定個人情報の取扱いを終了する。

(特定個人情報の管理)

第9条 甲は、甲が定める特定個人情報取扱規程に従って第4条に定める執務の場所の安全管理措置を講じるとともに、丙にその規程に関する指導を行うものとする。

(規程の遵守義務)

第10条 丙は、第3条に定める業務に当たり、甲が定める特定個人情報取扱規程を遵守する。

(契約書の期間)

第11条 本契約書の期間は、特段定めのないものとする。なお、第4条に基づく個別契約書については毎年締結するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲及び乙は、本契約を解除する必要が生じたときは、3ヶ月前までに、相手方に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

(その他)

第13条 本契約の解釈及び本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙両者間において協議し、なお必要があれば関係官庁と協議のうえ問題の解決を図るものとする。

本契約を証するため、甲及び乙の代表者はそれぞれ署名捺印し、各1通を保管するものとする。

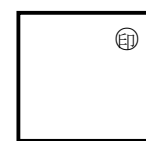
年 月 日

日付は記入しないでください。

甲 ○○○○会

○○ ○ ○ ○ ○

乙 南九州税理士会
会 長



印

署名(記名可)捺印のうえ2部提出ください。

記入例②

(注) 毎年締結

(第4号様式②)

税理士派遣に関する個別契約書

従事税理士	3 名	税理士会支部において記入いたしますので、 団体様は未記入でご提出ください。	
業務期間	令和 8 年 2 月 13 日 ~ 令和 8 年 3 月 6 日		
執務場所	住所	××市△△町○番地	
	会場名	○○会館内	
執務日数	10 日間		
執務時間	午前 10 時 00 分 ~ 午後 4 時 00 分		
件数	所得税	概ね 25 件 (うち代理送信 23 件)	
	消費税	概ね 18 件 (うち代理送信 14 件)	
謝金 / 日	消費税抜額	40,000 円	
	消費税額	4,000 円	
	消費税込額	44,000 円	
交通費等 / 日	—	実費 円	
<p>注意：開業税理士の場合・・・甲は派遣税理士本人へ源泉所得税を控除して振込む。 所属税理士の場合・・・甲は雇用主である税理士へ源泉所得税を控除して振込む。 税理士法人の社員税理士の場合・・・甲は税理士法人へ源泉所得税を控除せずに振込む。 税理士法人の所属税理士の場合・・・甲は税理士法人へ源泉所得税を控除せずに振込む。</p>			

年 月 日に締結した税理士派遣に関する基本契約書に基づく上記個別契約書
 について確認したことを証するため、甲及び乙の代表者はそれぞれ署名捺印し、各1通を保管
 するものとする。

年 月 日

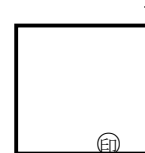
日付は記入しないでください。

甲

○○○○会

(役職) (氏 名)

○○ ○ ○ ○ ○ ○



署名(記名可)捺印
のうえ2部提出く
ださい。

乙

南九州税理士会
会 長

㊟

記入例③

派遣税理士名簿（消費税）

〇〇商工会への派遣

月日	氏名	事務所所在地	電話番号
3/17	税理士A	××市×××1丁目1-1	12-3456
〃	税理士B	××市×××1丁目2-3	12-7890
〃	税理士C	××市×××町100番地	12-2468
3/19	税理士D	××市×××2丁目1-10	12-3579
〃	税理士E	××市×××3丁目3-3	12-0987
〃	税理士F	××市××××1,050番	12-8642
3/24	税理士G	××市×××1丁目6-5	12-9573
〃	税理士H	××市×××町10番地5	12-2020
〃	税理士I	××市×××町4番地2	12-3355
3/26	税理士A	—	
〃	税理士B	—	
〃	税理士C	—	

(注) 事務所所在地、電話番号は必須の記載事項ではない。

令和 年分 所得税・消費税指導対象者名簿

- () 商工会議所
- () 商工会
- () 青色申告会
- () 農業協同組合

No.	氏名	業種名 (詳細に)	所得税						消費税						備考			
			申告区分		特典控除前の 事業所得の金額		派遣先団体 業務内訳		出納簿		課税売上		申告書 作成	特記事項				
			青	白	前年分	当年分	記帳 代行	決算 指導	有	無	基準 期間	前年分				当年分		
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		

※ 特典控除前の所得金額： 青色決算書 33 の金額又は収支内訳書 19 の金額

※ 報酬 (謝金) 額： 1 日当たり 円

注) この名簿の利用目的は、税理士派遣事業に関する対象者把握のみに限定し、情報は厳正に取り扱います。南九州税理士会

平成 25 年 9 月版

